

官報  
號外

令和四年四月十二日

○第二百八回  
衆議院會議錄 第十九号

令和四年四月十二日(少暦)

議事日程 第十四号

午後一時開議

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介

日程第二 公認会計士法及び金融商品取引法の一部(本文三) (司開題(上))

### 日程第三 教育公務員特例法及び教育職員免許

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対応特別会計

ルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各  
市所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百

七回国会、内閣提出)

書及び各省各府所管使用調書(承諾)を求める

の件) (第一百七回国会 内閣提出)

書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める

## 日程第七 令和二年度特別会計予算総則第十九

第一項の規定による経費増額認証書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

(第二百七回国会、内閣提出)

閣秘書定指置法の一旨を改正する法律案(内閣提出)及び外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

疑

令和四年四月十二日 衆議院会議録第十九号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案  
保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

本案は、去る四月四日当委員会に付託され、翌五日鈴木国務大臣から趣旨の説明を聴取し、八日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたしました。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(細田博之君) 日程第三、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案を弘介君。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔議家弘介君登壇〕

○議家弘介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより効果的に実施するための措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとお

りであります。  
第一に、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならないこととするとともに、指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとすること、

第二に、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除するとともに、本案の施行の際に効力を有し、本案による改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状については、本案の施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設けることなどであります。

本案は、去る三月二十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。  
本委員会におきましては、三十日未松文部科学大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。四月一日参考人から意見を聴取し、六日、八日と質疑を行ひ、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、立憲民主党・無所属及び日本共産党から、それぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。  
次いで、討論、採決の結果、両修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。  
なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件) (第二百七回国会、内閣提出)

日程第五 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件) (第二百七回国会、内閣提出)

日程第六 令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件) (第二百七回国会、内閣提出)

日程第七 令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件) (第二百七回国会、内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第四、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件)、日程第五、令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件)、日程第六、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件)、日程第七、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件)右四件を一括して議題といたします。

○議長(細田博之君) 委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

○議長(細田博之君) 原口一博君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○原口一博君 ただいま議題となりました令和二年

度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備

費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外三件に

つきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承認を求めるため提出されたものであります。

まず、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、その使用事項は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費、持続化給付金の支給に必要な経費等計三十八件で、その使用総額は九兆千四百二十億円余であります。

次に、令和二年度一般会計予備費について、その使用事項は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費、道路等災害復旧事業等に必要な経費、大雪に伴う道路事業に必要な経費等計四十三件で、その使用総額は二千八百三十八億円余であります。

次に、令和二年度特別会計予備費について、その使用事項は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の一件で、その使用額は五百五十億円であります。

次に、令和二年度特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の一件で、その使用額は一千億円であります。

○議長(細田博之君) 委員会におきましては、これらの各件につきましては、四日鈴木財務大臣から説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費、令和二年度一般会計予備費は賛成多数をもつて、令和二年度特別会計予備費、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額は全会一致をもつて、承諾を与える

べきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。

まず、日程第四及び第五の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第六及び第七の両件を一括して採決いたします。

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。両件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長(細田博之君) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣鈴木俊一君。

(國務大臣鈴木俊一君登壇)

○國務大臣(鈴木俊一君) ただいま議題となりました、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、暗号資産が

(八木哲也君登壇)

○八木哲也君 自由民主党の八木哲也です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び

本法律案は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経

济的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最惠国待遇を撤回するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国から輸入される物品に課する関税率を基本税率等とするとしております。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないように、制裁の実効性を更に強化するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として新たに定義することにより、資本取引規制の対象とすることとしております。

第二に、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務等を課すこととしております。

以上、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

(八木哲也君登壇)

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。八木哲也君。

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。八木哲也君。

(八木哲也君登壇)

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。八木哲也君。

(八木哲也君登壇)

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。八木哲也君。

(八木哲也君登壇)

案につきまして質問いたします。(拍手)

質問に先立ちまして、本年の二月二十四日以降のロシアによるウクライナ侵略に対し、ロシアの暴挙を強く非難するとともに、ロシアの蛮行により亡くなられた方々に哀悼の意を示すとともに、私もなお苦しんでおられるウクライナの方々に心からお見舞い申し上げます。我々は、ウクライナの人々に寄り添つて支援してまいります。

ロシアによるウクライナ侵略は断じて容認できません。G7を始めとする国際社会が連携して、ロシアに對し強い姿勢で取り組んでいくことが極めて重要であります。

これでも、我が国としては、ウクライナ国民と共にすることを示すため、国際社会の平和と秩序を守り抜き、国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施してきております。

こうした中、先般のG7首脳声明において、ロシアの最恵国の地位を否定する行動を取るよう努めることや、各国の国内手続と整合的な形で、デジタル資産を用いて自身の富を拡大及び移転するロシアの不法行為者にコストを課すことについて、G7が更に連携して措置を取ることが合意されました。このことを踏まえて、岸田総理が、ロシアに対して外交的、経済的圧力を一層強めると表明されました。

今回の関税暫定措置法と外為法の改正は、G7と連携してロシアに對する制裁を強化するために必要な措置であり、早期に成立させ実施することが極めて重要であります。

まず、関税暫定措置法改正案についてお尋ねいたします。

ロシアの不法行為者にコストを課すことについて、G7が更に連携して措置を取ることが合意されました。このことを踏まえて、岸田総理が、ロシアに対して外交的、経済的圧力を一層強めると表明されました。

今回の関税暫定措置法と外為法の改正は、G7と連携してロシアに對する制裁を強化するために必要な措置であり、早期に成立させ実施することが極めて重要であります。

日一億ドルが追加された人道支援などの取組は、言うまでもなく重要であります。ロシアによる侵略行為を完全に止めることができのか、ウクライナの人々への支援として行き渡らせることができるのか、なかなか難しい部分もあると思いま

い。

このような対ロシア制裁に関する二法案や、先

て、G7が更に連携して措置を取ることが合意さ

れました。このことを踏まえて、岸田総理が、ロ

シアに対して外交的、経済的圧力を一層強めると表明されました。

今回の関税暫定措置法と外為法の改正は、G7と連携してロシアに對する制裁を強化するために必要な措置であり、早期に成立させ実施することが極めて重要であります。

まず、関税暫定措置法改正案についてお尋ねいたしました。

最惠国待遇とは、貿易相手国の產品に対し、税率が適用されています。

歴史上の汚点となるべき非道な行為を行ふロシ

アに対し、優遇的な地位をこのまま与えておくわ

けにはまいりません。G7を始めとする国際社会と一致団結して、ロシアからこの最惠国の地位を剥奪することが重要だと思いますが、一般、関税暫定措置法を改正する意義について、財務大臣の御所見をお聞かせください。

次に、外国為替及び外国貿易法の改正案についてお尋ねいたします。

ロシアによるウクライナへの侵略を受けて、我が国としては、G7を始めとする西側諸国と連携し、ロシアの主要金融機関を対象とした資産凍結措置など、これまで累次にわたって金融制裁をロシアに對して実施してきております。

国際社会と連携し、断固たる措置を取っていく必要があります。国際社会による金融制裁が強化される中、我が国でも、取引が拡大している暗号資産が抜け穴となることは防がなければなりません。

国際社会と連携し、断固たる措置を取っていく必要があります。国際社会による金融制裁が強化される中、我が国でも、取引が拡大している暗号資産が抜け穴となることは防がなければなりません。

今般、外為法を改正する意義について、また、新たな取組の実効性をどのように確保していくのか、財務大臣の御決意と御見解をお聞かせください。

このように対ロシア制裁に関する二法案や、先

て、G7が更に連携して措置を取ることが合意さ

れました。このことを踏まえて、岸田総理が、ロ

シアに対して外交的、経済的圧力を一層強めると表明されました。

今回の関税暫定措置法と外為法の改正は、G7と連携してロシアに對する制裁を強化するために必要な措置であり、早期に成立させ実施することが極めて重要であります。

日一億ドルが追加された人道支援などの取組は、言うまでもなく重要であります。ロシアによる

侵略行為を完全に止めることができのか、ウク

ライナの人々への支援として行き渡らせることが

できるのか、なかなか難しい部分もあると思いま

す。

ロシアの蛮行を止めるため、そしてウクライナで苦しむ人々の不安や心配を少しでも和らげるため、より強力なメッセージを発信していく必要があります。

今般のロシアによるウクライナ侵略に對し、我が国として今後どのような外交戦略で対応していくのか、総理大臣の御見解をお聞かせください。

最後に、ウクライナからの避難民の受け入れを始めるにあたって、ほかの加盟国と同様、優遇的なWTO協定

に對し、ほかの加盟国と同様、優遇的なWTO協定が適用されています。

政府が、侵略と戦い、祖国を守るために懸命に行動するウクライナの人々を強い覚悟で支援することへの期待を表明いたしまして、私の質問を終

わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 八木哲也議員の御質問にお答えいたします。

ロシアによるウクライナ侵略に対する今後の外交戦略についてお尋ねがありました。

一刻も早い停戦を実現し、ロシアによるウクライナ侵略をやめさせるためには、国際社会が結束して強固な制裁を講じていくことが重要です。

こうした考えの下、先週八日、我が国は、G7と連携して、ロシアに対し追加制裁を科し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を強化いたしました。

ウクライナ支援については、ウクライナ、モルドバを含む周辺国に対して、二億ドルの緊急人道支援を供与とともに、保健医療分野の更なる人的貢献を具体化してまいります。また、ウクライナ避難民の方々が今後とも円滑に我が国に渡航できるよう支援してまいります。

引き続き、G7を中心とした関係国と連携して、日本が、そして国際社会がロシアによる暴挙を決して許さないこと、そして、日本がウクライナと共にすること、これらを断固たる行動とウクライナの方々に寄り添った支援で示してまいりたいと考えております。(拍手)

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣鈴木俊一君登壇〕

○国務大臣(鈴木俊一君) 八木哲也議員の御質問にお答え申し上げます。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権や領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であります。

政府としては、先般のG7首脳声明を踏まえ、ロシアによるウクライナ侵略に対する今後の外交戦略についてお尋ねがありました。

ロシアへの外交的、経済的圧力を一層強める観点から、ロシアに対する最悪待遇を迅速に撤回することといたしました。

本法案は、関税について、ロシアからの輸入品に對してWTO協定税率を適用しないとするものであります。

今回の措置を通じて、国際社会と一致団結してロシアに対し厳しい措置を取るという我が国の意思を強く示すことに大きな意義があると考えております。

最後に、外為法改正の意義と実効性確保についてお尋ねがありました。

今般の外為法の改正は、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するものであります。

その実効性の確保のため、暗号資産交換業者に対するよう努めるとともに、必要に応じて立入検査や報告徴求等を行うことで、確認義務の適切な履行を図つてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 末松義規君。

〔末松義規君登壇〕

○末松義規君 立憲民主党・無所属の末松義規です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

まずもって、ロシアの侵略で犠牲になられたウクライナの方々に心から哀悼の意を表しますとともに、苦しみの中におられる方々に深くお見舞いを申し上げます。

ユア・ファイト・イズ・アワーエ・ファイト、あなた方の戦いは私たちの戦いだ。これは、四月八日にウクライナ、特にブチャを訪問したファン・

デア・ライエンEU委員長がゼレンスキイ・ウクライナ大統領に呼びかけた言葉です。

この言葉を敷衍すれば、ウクライナの戦いは、我が国を含めた平和を求める世界全体の戦いでもあります。EU委員長以外にも、東欧の三首脳や英國首相も最近ウクライナを訪れていました。

さて、ロシアのウクライナ侵略に対する外交戦略として、第一の要点は、当然のことですが、ロシアのウクライナ侵略を絶対に成功例とさせてはならないということです。この侵略によってロシアの目的が達成されるようなことがあれば、他の潜在的な危険国がロシアの成功例を見習つて周辺国に侵略を開始する危険性が高くなるからです。アジアにおいては、台湾海峡や尖閣諸島などで大きな軍事的危機が高まる危険性も出てくるという意味で、日本政府が、G7の場で議論して、その決定に速やかに協力し、国際社会の連帯強化に貢献していることは、適切な行動だと評価しています。

第二の要点は、ロシアに協力するような国を外交的に説得し、ロシアを孤立化させて、G7との共同歩調を取らせることです。

その意味で、岸田総理が、ロシアに対するインドの態度を変えさせるまでには至りませんでしたが、いち早くインドのモディ首相と会談して説得を試みたことは、意義深いことだと高く評価しています。

次なる日本及び国際外交の急務は、いかにして

ここで、岸田総理が、他のG7諸国と連携しながら、できるだけ早く訪中して、中国の習近平主席と直接会談して、少なくともロシアを支持しないよう説得すべきだと考えますが、総理、いかがでしょうか。これは、日本外交にとても大きなチャレンジです。

また、その際、中国とは北朝鮮の度重なるミサイル発射についても協議すべきだと思いますが、いかがでしょうか。これは、日本外交にとても大きなチャレンジです。

世界は、このロシアのウクライナ侵略を契機に、第三次世界大戦勃発の間際まで来ていました。私も、外務省勤務時代に、イラン・イラク戦争や湾岸危機を体験してきたことから、戦争という恐ろしい怪物が偶発的事件をきっかけにして一挙にエスカレートして巨大化するのを見てきました。もちろん、ロシアのウクライナからの撤兵、撤退が実現できれば問題なくなるわけですが、米国を始めとするNATO側とロシア側との間で、第三次世界大戦を避けるような内々の駆け引きが行われていると思いますが、まさにこの点について、岸田総理は主要国首脳との程度まで腹を割つて話しておられますか。総理にお聞きしたいと思います。

ブチャ等でのロシア軍による無辜の市民に対する殺戮は、国際人道法上許し難い行為であり、明白な戦争犯罪です。G7も速やかにロシアに対する追加的制裁措置を行うことを決定したようですが、日本としてどのような追加措置を決めたのでしょうか。総理、具体的にお述べいただきたいと思います。

国際的な対ロシア制裁措置に積極的に参加した日本は、ロシアによると、敵性国家、敵国になつたようです。今後、ロシアからは、様々な軍事的、経済的な対抗措置、さらには中期的に軍事的挑発がエスカレートすることも想定しておく必要があります。その上でも、G7と足並みをそろえ、国際秩序を守るために、対ロシアの厳しい経済制裁を維持していく、そのような想定と覚悟が岸

官 報 (号 外)

田総理にあるのか、まずお伺いします。

特に、最近、公共部門や民間企業へのサイバー攻撃が盛んに行われているとの報道もあります。政府として、これらのサイバー攻撃に対してどのような防衛策を取ってきたのでしょうか。さらに、日本近辺において、ロシアや中国の動きに変化はないのでしょうか。

△後は警戒レベルを一歩下げる必要があります。ですが、総理の御認識をお伺いします。

ロシアのウクライナ侵略後、ロシアのデフォルトの危険性や経済崩壊などの情報で大幅に落ち込んだルーブルの価値は、意外なことに、直近ではかなり回復してきています。その理由として、ロシア中央銀行がルーブル売りを制限するなど、人為的にルーブル需要をつくり出しているとの報道があります。

さらに、ロシア中央銀行が金を固定相場で貰うことを発表したり、現行のSWIFTシステムからロシアの銀行を排除しても、今後主流となるであろうQFSS、量子金融システムへ移行するので問題はない、さらには、ロシアと中国の送金連携システムが存在するので問題ないなど、ロシアの経済金融システムは意外と堅固ではないかとの見方もあります。

ロシアの継戦能力や経済能力にも関わる認識だけに重要ですので、総理の御認識を伺います。

先日、林外務大臣が、ボーランドで、日本に在住を希望するウクライナ難民を政府専用機に搭乗させることとしましたが、結果的には僅か二十人だけが搭乗し、日本に到着されました。座席の余裕は百五十人分もあつたと報道されています。海外から見ると、二十人という少數はウクライナ難民を受入れ制限する日本政府の意図の表れだとマイナスに評価する向きもあつたと言われています。

政府は、元々日本に渡航希望していたウクライナ難民の総数を示していませんが、その数は何人だつたのでしょうか。そして、なぜ二十人まで

絞つたのでしょうか。外務大臣にお伺いします。

また、現在四百一十八万人とも言われるウクライナ難民がいる中、日本が現在までに正式に受け入れたウクライナ難民の数を教えてください。

現在、急速な円安や原油高、さらには鉱物資源や食料価格の高騰によって、国民生活を困窮させられる物価高が現実のものとなっています。その意味で、今こそ有効な物価抑制策を取つていかねばなりません。

立憲民主党としては、四月八日に総額二十一兆円の緊急経済対策を発表し、時限的な五%消費減税やエネルギー購入費補助、さらには、ワーキングプアの方々や低年金者、低所得子育て世帯に五万円を給付する生活支援策などと同時に、債務減免や事業復活支援金の上限額二百五十万の倍増などの事業者支援策を公表しました。

これらの緊急経済対策は、国民生活を救うために、スピードが命です。総理としては、これまでどのような緊急経済対策を策定して実施してきたのでしょうか。また、このような緊急事態では新たに補正予算を組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

しました。この事実は、万が一、日本が戦争状態となつたときには、敵対国から原発攻撃が頻繁に行われる危険性があることを明白に示していくま

拡大すれば、国際的に非難される対象となり得ますが、輸入量制限や禁輸措置などを行なうことは考え方のないでしようか。総理の見解を伺います。

一方、英國のジョンソン首相が四月九日明らかにしたように、ウクライナに対して貿易融資枠の拡大や関税引下げ、通関手続の簡素化などの経済優遇措置は、ウクライナ復興の観点からも有益だと思ひます。總理、我が國も同様の支援を行なうことを検討してはいかがでしようか。

外為法改正案により、制裁対象者から第三者へ

の暗号資産の移転が規制対象とな

程度の制裁効果があると考えているのか、總理の答弁を求めます。

両法案に共通する質問ですが、関税法案については、最惠国待遇を撤回する対象国及び対象品目について政令で定めますし、外為法に基づく資本凍結などの措置の対象者は外務省の告示により指定されます。これらの非常措置は、いざれも国会の関与がなく、政府だけで決定される点が問題だと思います。

どの国を制裁の対象とするかは外交上極めて重要な問題であり、国会による承認を求めるなど立

法府の関与を確保するような仕組みに

と思います。総理の御見解を問います。  
いずれにせよ、対口シア経済制裁については、  
一方で国際連帯の下で制裁の有効性を追求してい  
くと同時に、制裁の実施に伴う民主生活の様々な  
マイナス影響に目配りをしながら、同時並行して  
進めていく必要があります。

○内閣総理大臣(岸田文雄君)　末松義規議員の御質問にお答えいたします。  
ウクライナ訪問の可能性についてお尋ねがありました。

我が国はウクライナと共にあります。ロシアによるウクライナ侵略以降、私も一度、ゼレンスキー大統領と電話会談を行い、我が国の連帯を伝達したところです。

ロシアによる侵略を一刻も早くやめさせるために、G7を中心とする国際社会と連携しながら、適切に対応してまいります。その観点から、現地の状況も含め総合的に勘案し、我が国として何をすることが適切なのか、不斷に検討してまいりたいと考えます。

中国の対ロシア支援及び北朝鮮情勢に関する中国への働きかけについてお尋ねがありました。

中国とロシアは、近年、緊密な関係を維持し、軍事協力も緊密化しており、その動向を関心を持つて注視しています。ウクライナ情勢に関し、我が国として、これまでも、中国に対して様々な機会に責任ある行動を呼びかけています。引き続き、G7を中心とした関係国と緊密に連携し、適切な機会に適切なレベルで対応していくたいと考へています。

先月のICBM級弾道ミサイルのような、事態を更に紧迫化させる弾道ミサイルの発射を含め、

1

最近の一連の北朝鮮の行動は、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認することはできません。引き続き、安保理決議に従つた北朝鮮の完全な非核化に向け、中国を中心とする国際社会とも連携してまいります。

ウクライナ情勢をめぐる主要国首脳との外交についてお尋ねがありました。

一刻も早くロシアの侵略をやめさせ、ロシア軍を撤退させるため、国際社会が連携してロシアに強い措置を取つていくことが重要です。

こうした国際社会の連携はG7が主導していますが、私は、G7の首脳テレビ会議及び対面での首脳会合、G7プラスでの首脳電話会談に出席しましたほか、G7の首脳とも、バイ、マルチの場で、また電話あるいは対面などで度々会談をし、率直な意見交換を行つてきました。

各国首脳との間のやり取りの詳細についてお答えすることは、外交上のやり取りでもあり、差し控えたいと思いますが、我が国として、引き続き、G7等と連携し、適切に取り組んでまいります。

対口制裁の内容やそうした制裁措置を維持していく覚悟、サイバー攻撃に対する防衛策、日本近辺の中の動きについてお尋ねがありました。

G7と連携し、八日、一、石炭の輸入禁止、二、一部物品の輸入禁止、三、新規投資の禁止、四、ロシアの最大手銀行の資産凍結、五、ロシアの軍関係者、議員など資産凍結の対象の更なる拡大、こうした五つの柱から成る追加制裁を発表いたしました。

ロシアによる軍事的、経済的対抗措置の可能性については、予断を持ってお答えすることは差し控えますが、政府としては、様々な事態を想定して、適切に対応してまいりたいと考えております。

我が国としては、一刻も早い停戦を実現し、ロシアによる侵略をやめさせるため、ロシアに対する外交的、経済的圧力を強化し、これからも国際

社会と結束して強固な制裁を講じていく考えです。

昨今の情勢を受け、サイバー攻撃の脅威は高まっています。政府として、産業界とも連携し、各の動向をしっかりと注視しつつ、サイバーキュリティ戦略の着実な実施など、サイバーセキュリティの確保に万全を尽くしてまいります。

ロシアと中国は、共同航行、共同飛行といった日本周辺の一連の動きなど、軍事協力が緊密化しています。政府として、我が国周辺における両国の動向について関心を持って注視し、情報収集、警戒監視に万全を期してまいります。

ロシアの通貨ルーブルの価値や経済、金融システムについてお尋ねがありました。

これまでG7各国が緊密に連携して広範な制裁措置を科してきたことで、ロシアの通貨や経済、金融システムに深刻な打撃を与えてきていると考

が、議員御指摘のとおり、ロシアの輸出企業に対する外貨売却の義務づけや国民に対するルーブルの外貨への両替停止など、ロシア当局の措置により相場が支えられている側面も大きいと理解をしております。他方、闇市場においては大幅な安値でルーブルが取引されている、こうした指摘もあると聞いております。

また、株価の下落や国債利回りの上昇が見られるほか、生活必需品を含め消費者物価が急上昇するなど、様々な面でロシアの経済や金融に影響が出ていると認識しております。

引き続き、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、制裁の実効性を高めるべく、適切に対応してまいります。

原油価格や物価の高騰等に対する対応策についてお尋ねがありました。

エネルギー価格の高騰等に対しては、昨年来、総額五十五・七兆円の経済対策の中に燃料油価格

の激変緩和措置等の施策を盛り込んだほか、昨年末に価格転嫁円滑化のための施策パッケージを取り定するとともに、賃上げの環境整備などにも取り組んでまいりました。

さらに、三月四日には、激変緩和措置の大幅な拡充強化や、漁業、農林業、運輸業などの業種別キュリティ戦略の着実な実施など、サイバーセキュリティの確保に万全を尽くしてまいります。

その上で、ウクライナ情勢に伴う原油価格、物価高騰等への対応について、先般、総合緊急対策の策定を指示したところであり、四月中に具体的な対策を取りまとめます。

その際、まずは、予備費を活用した迅速な対応を優先してまいりたいと考えております。

原子力政策に対する考え方についてお尋ねがありました。

まず、原子力発電所の安全については、原子炉等規制法に基づく発電所の設備上の対応や事業者の対応によって確保しており、意図的な航空機衝突等のテロリズムへの備えまで事業者に要求をしています。

その上で、原発へのミサイルによる武力攻撃に対する対応は、イージス艦やPAC3により対応するほか、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。

そもそも、我が国に対する武力攻撃が発生した場合には、日米で共同して対処することとなりますが、日米同盟の抑止力、対処力を強化し、我が国に対する武力攻撃が発生しないよう、しっかりと取り組んでいくことが重要です。

今般の外為法改正の効果を定量的に申し上げることは困難ですが、今回の法改正は、暗号資産交換業者に確認義務を課し、制裁対象者から第三者への暗号資産の移転を規制対象とするなど、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、できる手当てを速やかに講じるものでした。

三月十一日のG7首脳声明を踏まえ、各国が連携して暗号資産の移転に関する規制を強化する中、我が国も足並みをそろえて暗号資産に対する規制を強化することが重要であり、引き続き、G7を中心とする国際社会と緊密に連携をして、ロシアへの圧力を一層強めるべく、適切に対応をしてまいります。

そして、今回の法改正等による制裁対象、関連

ウクライナに対する支援についてお尋ねがありました。

ロシアに対するエネルギー分野での対応については、安定供給に万全を期しつつ、これまでのG7首脳声明に従い、石炭の禁輸や、石油を含むエネルギーのロシア依存度の低減に取り組んでまいります。

具体的には、再エネや原子力など、エネルギー安全保障の確保及び脱炭素の実現につながるエネ

ルギー源の多様化や、米豪そして中東など調達先の多角化に向けた取組、そして生産国への増産の働きかけなどを一層強力に進めてまいります。

また、我が国は、機械類、一部木材、ウオツカなどのロシアからの輸入を禁止しました。

さらに、我が国は、困難に直面しているウクライナの人々を支援し、ウクライナとの更なる連帯を示すため、ウクライナ及びモルドバを含む周辺国に對して合計二億ドル規模の緊急人道支援を実施することを決定するとともに、避難民の受け入れも進めています。ウクライナ支援については、御指摘のような国際的な動向も注視しつつ、不断に検討してまいります。

外為法改正による制裁効果についてお尋ねがありました。

今般の外為法改正の効果を定量的に申し上げることは困難ですが、今回の法改正は、暗号資産交換業者に確認義務を課し、制裁対象者から第三者への暗号資産の移転を規制対象とするなど、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、できる手当てを速やかに講じるものでした。

三月十一日のG7首脳声明を踏まえ、各国が連

携して暗号資産の移転に関する規制を強化する中、我が国も足並みをそろえて暗号資産に対する規制を強化することが重要であり、引き続き、G7を中心とする国際社会と緊密に連携をして、ロ

シアへの圧力を一層強めるべく、適切に対応をしてまいります。

情報に関する体制等についてお尋ねがありまし  
た。

今回の最惠国待遇の撤回や外為法に基づく資産凍結等については、緊迫した国際関係等を踏まえ、機動的かつ効果的に対応する必要があるため、法律で定める要件に基づき、法令や告示により対応することとしております。

ロシアへの制裁については、G7を始めとする国際社会と緊密に連携するとともに、国民生活への影響にも目配りしながらしっかりと対応していく必要があります。外務省を中心に、必要な情報の収集や活用を図るとともに、政府一丸となって、国民への情報発信を含め、必要な施策を適時適切に実行してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇〕

○國務大臣(林芳正君) 末松議員にお答えをいたします。

先般の政府専用機でのウクライナ避難民の方々への移送支援の基準についてお尋ねがあります。

政府専用機に同乗いただいたのは、在ボーランド大使館や在ウクライナ大使館に対して日本への渡航を相談してこられたウクライナ避難民の方々のうち、日本への渡航を切に希望するものの、現在、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々です。

具体的な人数は、このような方々の渡航を支援すべく所要の調整や手続を進めた結果、最終的に決まったものでございます。

現在まで、避難を目的として本邦に入国した方は、総理がウクライナ避難民の受け入れを表明された三月二日以降四月九日まで五百二十四人となっております。(拍手)

○議長(細田博之君) 藤巻健太君。

〔藤巻健太君登壇〕

○藤巻健太君 日本維新の会の藤巻健太です。

ただいま議題に上りました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。(拍手)

今回の改正案は、本年三月十一日、G7首脳会合での合意を踏まえた必要な法律の改正であり、戦争犯罪を一向にやめないロシアに対する制裁強化に資するものではありません。

その基本的な認識に立った上で、岸田総理大臣に質問させていただきます。

関税暫定措置法改正法案は、今般のロシアの暴挙のような事案が発生した際に、WTO協定に定める最惠国待遇の関税を適用しないというものであり、当然の措置です。

しかしながら、ロシアからの輸入の約八割を占めるエネルギー資源が元々無税であること、さらには八日に総理が表明したロシアから的一部木材の禁輸措置を併せ考えれば、本改正による効果は、イクラ、ニシン等の魚介類などごく限定期的なものになると思われますが、総理の見解を伺います。

今月六日、ロシア外務省報道官は、日本の各種制裁に対し、効果的な報復措置を講じていくと明言いたしましたが、そうした中、総理は、八日FATFによる第四次対日審査報告書では、日本はロシアよりも評価の低い重点フォローアップ国にされ、毎年、法令等の整備状況について改善状況を報告しなければならないとされました。

二〇一八年に暗号資産に係る勧告が最初に出されて以降、政府はこれらの勧告に対しどのように取組を行ってきたのか、そうした取組にもかかわらず、なぜ重点フォローアップ国とされたのか、総理に見解をお伺いいたします。

また、この報告書を受けて、ようやく政府も重い腰を上げたようですが、外為法改正以外に指摘された様々な点に対して、どのような体制で、いつまでを目標として対応しているのかについても併せてお答えください。

これまで、暗号資産取引は、例え、ビットコイン取引であれば、ビットコインアドレスによつて完全に追跡可能ではあるものの、取引情報から

う外為法を改正することについても、全く異論はありません。

しかし、この改正は、本来はもっと前に実施しないなければならないのではないかではないでしょうか。

暗号資産に係る取扱いについては、今回のロシアのウクライナへの侵略開始のはるか前から、国際組織の金融活動作業部会であるFATFは何度も勧告を出しています。二〇一八年十月に、仮想通貨におけるマネロンやテロ資金対策の基準強化に関して公表し、暗号資産を取り扱う業者に対して銀行並みの厳しい規制を課すこと、二〇一九年六月には、制裁対象者への資金その他の資産の流れを遅滞なく止めることについて、銀行等に加えて暗号資産交換業者に対しても要請すること、二〇二〇年十月には、制裁の潜脱リスクの評価やリスク低減措置を行うことなどの勧告を行っています。

にもかかわらず、二〇二一年八月に公表されたFATFによる第四次対日審査報告書では、日本はロシアよりも評価の低い重点フォローアップ国にされ、毎年、法令等の整備状況について改善状況を報告しなければならないとされました。

二〇一八年に暗号資産に係る勧告が最初に出されていますが、たまたまこのタイミングで改正が可能になつたにすぎず、本来は、今般のロシアの侵略があろうがなかろうが、マネロン、テロ資金対策として外為法改正案を今国会開会時に閣法として提出すべきだったのではないかと思いませんが、総理の認識をお伺いいたします。

つまりは、今般の外為法改正は、あたかも対口制裁強化を背景として法案を提出すると政府は説明していますが、たまたまこのタイミングで改正が可能になつたにすぎず、本来は、今般のロシアの侵略があろうがなかろうが、マネロン、テロ資金対策として外為法改正案を今国会開会時に閣法として提出すべきだったのではないかと思いませんが、総理の認識をお伺いいたします。

また、実際に取引を捕捉するには、取引先相手国がトラベルルールを適用していかなければ実効性はない、また、交換業者を介さない個人間の直接取引の捕捉は難しいとも考えますが、現時点において、実務としてどの程度まで取引を捕捉できると考えでしようか。併せて答弁願います。

暗号資産取引は、匿名性が高いといふことも大きな要因として広がりを見せてきたと認識しておりますが、財の移転において、その匿名性が今春から消滅していく方向になるかと思います。マネロンやテロ資金対策、制裁対象者への取組を強化することは当然ですが、一方で、自由な金融活動やブロックチェーン技術の発展を阻害することのないよう、今回の改正も踏まえて、何か対策は講じているのでしょうか。総理、お答えください。

これまで、暗号資産取引は、例え、ビットコイン取引であれば、ビットコインアドレスによつて完全に追跡可能ではあるものの、取引情報から取引当事者である実際の個人や組織を特定することはできない仕様になつていたことから、匿名

性が高いとされていました。しかし、FATFが、二〇一九年六月に、暗号資産交換業者における暗号資産の送金時に送受金者の個人情報を記録するという新たな規制基準であるトラベルルールを発表し、我が国においては、金融庁が、二〇二一年三月、業界に対し、まさに今ですが二〇二二年四月をめどにトラベルルールに関する自主規制規則を導入するよう要請しました。

この自主規制が四月に導入されたことにより、これまで制裁対象への資産移転のみを規制対象とした外為法について、制裁対象から第三者へ

の暗号資産移転を規制対象に拡大することが可能になったという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

これまで制裁対象への資産移転のみを規制対象とした外為法について、制裁対象から第三者へ

の暗号資産移転を規制対象に拡大することが可能になったという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

これまで制裁対象への資産移転のみを規制対象とした外為法について、制裁対象から第三者へ

の暗号資産移転を規制対象に拡大することが可能になったという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

これまで制裁対象への資産移転のみを規制対象とした外為法について、制裁対象から第三者へ

の暗号資産移転を規制対象に拡大することが可能になったという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

国が難所得としての課税方式を取る中、世界では、既に、株式と同様、キャピタルゲイン課税となつておらず、国際競争上、不利となつています。国際金融市场における競争力の確保、チエーン技術の発展という観点からも、日本も先進各国と同様にキャピタルゲイン課税にすべきと考えますが、これを機に税制の改正を行っていくのか、総理、お答えください。

ウクライナ情勢の影響もあり、世界的にインフレが加速し、各国の中央銀行が金利引上げを行う中、我が国は、GDPギャップを抱えており、金融緩和を継続せねばならず、結果として円安が進行しております。日米金利差は今後更に拡大していくことが予想されますが、この現状について、総理の認識をお答えください。

関連して、我が国を取り巻く安全保障環境についてお伺いいたします。

総理は、G7で、停戦交渉やウクライナの安全保障枠組みに中国を関与させようとするフランスやドイツに対して懸念を訴えたという報道がなされています。中国が、ロシアと同様、力による一方的な現状変更を試みていることを考えれば、総理の発言は当然のことです。

二月二十四日のロシアのウクライナ侵略に伴じて、中国は、二月二十五日から一ヶ月以上にわたり、機関砲らしきものを搭載した中国海警局の艦船を尖閣諸島周辺に航行させ、我が国に対する挑発を行っています。

公表することが肝要と思いませんが、なぜそうした発言に関する記述が国会に提出されたG7首脳会談に関する報告にないのでしょうか。よもや、ロシアの侵略後も対口制裁に反対する立場を取り続けている中国に対して何らかの外交配慮をしていることはないとは思いますが、総理の答弁を求めます。

報道によると、国連改革に關して、杉山前駐米大使が、改革しようとしても、拒否権という既得

権益を持つ国がそれを手放すわけがない、それよりも、日本が中心となって、他国を巻き込み、第二の国連をつくる方が現実的だと語ったとのことです。

田均議員から、理事国や拒否権の在り方を抜本的に見直した第二国連のよろな組織を新設することも一つの選択肢ではないかと総理の見解を伺いました。しかし、総理は、即座に、第二国連のよろな新しい組織をつくることは考えていないと否定されました。

現在の枠組み内での国連安保理改革にリーダーシップを取っていくと答弁されました。

新たな国際秩序の枠組みについては、あらゆる選択肢を排除せずに検討していくことが必要と考えます。しかし、総理が第二国連のよろな組織を新設することについて即座に否定された理由について御答弁を願います。

最後に、岸田総理が本年一月に行つた施政方針演説において触れられた、新たな国家安全保障戦略三文書の策定についてお尋ねいたします。

今般のロシアの暴挙は、我が国の安全を脅かす軍事的挑発行為等への対処、平和維持のための国際的枠組みの発展及び国境警備などに関する我が国の主体的な取組を加速させる必要性、重要性を突きつけました。

国家安全保障戦略については、二〇一三年に策定されてから初めての改定、防衛大綱、中期防衛力整備計画については、二〇一八年以来の改定となります。

通常であれば、政府が予算案を策定する前の十月中旬頃に策定されますが、通常国会は閉会されており、国会での実質的な審議が行われません。

総理のそうしたG7での姿勢を国内外に毅然と公表することが肝要と思いませんが、なぜそうした発言を行っています。

報道によると、国連改革に關して、杉山前駐米大使が、改革しようとしても、拒否権という既得

行つていく必要性があることを考えれば、是非、國会中に取りまとめの中間報告を國会に対して行っていただきたいと考えますが、総理の見解をお尋ねいたします。

ロシアは北海道の権利を有する。先日、十年近く上院議長を務めたロシアのセルゲイ・ミロノフ議員が表明した言葉です。もちろん少数ではあると考えますが、ロシアの一部の政治家がこのようないい考えを持っているのは事実です。

最も大事なことは、日本から戦争を少しでも遠ざけることです。自衛力強化のための防衛予算の増額について、そして、戦略三文書改定にかかる総理の強い決意をお示しいただくことを求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 藤巻健太議員の御質問にお答えいたします。

今回の関税暫定措置法の改正案の効果についてお尋ねがありました。

今回の法改正は、国際社会と一致団結してロシアに対し厳しい措置を取るという我が国の意思を強く示すことに大きな意義があります。三月十一日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税についての最悪国待遇を迅速に撤回することとなりました。

ロシアに対する制裁の効果については、輸出入禁止措置を含め、様々な措置と併せて、制裁全体に連携して、ロシアに対する国際的な経済制裁の実効性確保に努めてまいります。サハリン1、2や、ロシアが供給を停止した場合の対応についてお尋ねがありました。

これから五年、十年レンジでの我が国の外交防衛戦略を決める重要な改定であると同時に、昨今の緊迫した状況において、文書の最終取りまとめられ、國会での実質的な審議が行われませんでした。

お尋ねの通り、FATF第四次対日審査の結果と対応についてお尋ねがありました。

FATFは暗号資産に関する国際基準の見直しを行つてきましたが、我が国は、基準の見直しが行われる前から、国内の関連法制を整備し、暗号資産交換業者に登録制を導入して、顧客の本人確認義務等を課すとともに、マネロン対策等の実施状況の検査監督の対象としてまいりました。

FATF第四次対日審査では、こうした点について評価された一方、銀行等に対して制裁対象者へ送金を行わないことなどを求めるFATF勧告の要請について、暗号資産交換業者にはその義務が課されていない等の指摘がなされたところでした。

今般の外為法改正は、こうした対日審査での指摘を踏まえつつ、三月十一日のG7首脳声明を受け、金融制裁の実効性の更なる強化を図る観点から、速やかに講ずべき措置について対応するものです。

FATF勧告に対しても、暗号資産取引に関する事項以外の指摘も含め、関係省庁で構成するマネロン対策等のための政策会議において、二〇二四年春までに実施する行動計画を策定し、今般の

法改正以外についても法整備を速やかに検討し、所要の措置を講ずることとしております。そして、暗号資産取引の規制等についてお尋ねがありました。御指摘のように、暗号資産がマネロンやテロ資金に活用されないようにするためには、いわゆるトラベルルールが重要であり、二〇一九年にはFATFからも勧告されています。これを受けて、我が国では、本年四月より、暗号資産交換業者において、同ルールの導入に向け、試行的に一部取組が開始されているところです。

トラベルルールの実施も含めたマネロン、テロ資金対策は、ロシアによる侵略とは関係なく実施していく必要があるものと認識しておりますが、今般の外為法改正は、暗号資産が制裁の抜け道として悪用されないようにするために、三月十一日のG7首脳声明を受けて、緊急に対応が必要な措置について早急に国会に提出したものであります。他方、暗号資産の取引の実態については、暗号資産交換業者を介さない取引を含め、把握が困難な場合もあるところであります。自由な金融活動や技術の発展を阻害することがないよう留意しつつ、関連業者とも調整しながら、FATF勧告を踏まえたトラベルルールの義務化など、適切な対応を検討してまいります。

暗号資産の課税方式についてお尋ねがありました。暗号資産の取引への課税については、御指摘のとおり、分離課税としている国もあれば総合課税を行っている国もあると承知をしており、そうしておられます。

円安と日米の金利差に関する認識についてお尋ねがありました。歐米の中央銀行において金融緩和の見直しの動きがあることは承知しておりますが、各国の金融政策は、それぞれの国の経済、物価、金融情勢に

後見通し等について一概に申し上げることは困難ですが、日本銀行には、引き続き、二%の物価安定目標の実現に向けて、適切に金融政策運営が行われることを期待しています。また、為替の水準等についてコメントすることはありませんが、為替の安定は重要であり、急遽な変動は好ましくないと考えております。政府としても、引き続き、様々な金融経済動向を総合的に勘案しながら、経済財政運営に万全を期してまいります。

G7首脳会合における中国に関する議論についてお尋ねがありました。G7首脳会合で各国首脳とは様々な課題について率直な議論を交わしておりますが、そうしたやり取りについては公表しないこととされています。今回の国会報告は、こうしたG7の慣例も踏まえつつ、先般のG7首脳会合の結果を国会に対してできる限り報告したものであります。中国に外交配慮をしたものではありません。

我が国として、引き続き、中国に対しても責任ある行動を呼びかけていく考えであり、G7を始めとした関係国と緊密に対応してまいります。第二国連のような組織についてお尋ねがありました。

国連安保理改革については、我が国は、長年、その改革の必要性を訴え、積極的に活動してきたところです。

同時に、現在の国連が一定の役割を果たしていることにも留意をしています。例えば、ウクライナに対する人道支援の実施には国連の存在は不可欠です。また、法の支配の確立、人権、開発といった幅広い分野での活動についても、重要な役割を果たしています。

暗号資産の取引への課税については、御指摘のとおり、分離課税としている国もあれば総合課税を行っている国もあると承知をしており、そうしておられます。

円安と日米の金利差に関する認識についてお尋ねがありました。また、百九十三の加盟国の中うち多数を占める中小国や途上国が、こうした国連の役割に引き続き大きな期待を持っていることも認識をしていま

応じて実施されるものと理解しております。日米

金利差は様々な要因により決まるものであり、今

後見通し等について一概に申し上げることは困

難ですが、日本銀行には、引き続き、二%の物価

安定目標の実現に向けて、適切に金融政策運営が

行われることを期待しています。

また、為替の水準等についてコメントすること

はありませんが、為替の安定は重要であり、急

速な変動は好ましくないと考えております。政府

としても、引き続き、様々な金融経済動向を総合

的に勘案しながら、経済財政運営に万全を期して

まいります。

G7首脳会合における中国に関する議論につい

てお尋ねがありました。

G7首脳会合で各国首脳とは様々な課題につい

て率直な議論を交わしておりますが、そうしたや

り取りについては公表しないこととされています。今回の国会報告は、こうしたG7の慣例も踏まえつつ、先般のG7首脳会合の結果を国会に対

してできる限り報告したものであります。中国に外交

配慮をしたものではありません。

我が国として、引き続き、中国に対しても責任

ある行動を呼びかけていく考えであり、G7を始

めとした関係国と緊密に対応してまいります。

第二国連のような組織についてお尋ねがありま

した。

国連安保理改革については、我が国は、長年、

その改革の必要性を訴え、積極的に活動してきて

いるところです。

同時に、現在の国連が一定の役割を果たしてい

ることにも留意をしています。例えば、ウクライ

ナに対する人道支援の実施には国連の存在は不可

欠です。また、法の支配の確立、人権、開発と

いた幅広い分野での活動についても、重要な役

割を果たしています。

また、百九十三の加盟国の中うち多数を占める中

小国や途上国が、こうした国連の役割に引き続き

大きな期待を持っていることも認識をしていま

す。

このような認識の下、まずは、今ある国連の改

革が重要であり、御指摘の第二国連のような新たな組織をつくることは考えられない旨答弁したところです。同時に、新たな国際秩序の枠組みを模索し、同盟国、同志国との連携を更に深めるため、様々な取組は進めてまいりたいと考えております。

新たな国家安全保障戦略等についてお尋ねがあ

りました。

ロシアによるウクライナ侵略は言うまでもな

く、我が国を取り巻く安全保障環境はこれまで以

来急速に厳しさを増しています。

こうした中で、新たな国家安全保障戦略等は、

中長期的な視点から基本方針を定めるものである

とともに、重要な課題については早急に取り組むべきであることは、議員と同じ認識であります。

国家安全保障戦略等の検討については、様々な機

会に、国民の皆様にも、また国会においても、で

きるだけ丁寧に説明をしていきたいと考えてお

ります。

そして、我が国の領土、領海、領空、国民の生

命と財産を断固として守り抜くため、あらゆる選

択肢を排除せず検討し、新たな国家安全保障戦略

等を策定するとともに、防衛力を抜本的に強化し

ていきた」と考えます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(海江田万里君) 中川宏昌君。

○中川宏昌君 公明党の中川宏昌です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案に対して質問をいたします。(拍手)

ロシアによるウクライナへの侵略から約一ヶ月半、この間にお亡くなりになられた全ての方に對し哀悼の誠をささげるとともに、一日も早くウク

ライナに平和が戻るよう強く願います。

ウクライナの必死の抗戦でロシア軍の苦戦も伝

えられ、停戦協議も始まっていますが、ロシア

の奮行は一向に収まらないどころか、一般市民を

虐殺するという残虐で非道な行為の疑いがあり、

戦争犯罪であり、ジエノサイドというべきもの

で、厳しく非難しなければなりません。

今回の暴挙は、国際社会が長年築き上げてき

た、力ではなくルールに基づく国際秩序を大国自

らが覆すという、許されざる出来事です。ロシア

に対し、即時停戦と撤退を強く求めるものであります。

日本を始め国際社会は、ロシアに対し決然と対

峙することを常に示し、結束して対応していくかなければなりません。

公明党としても、引き続き、政府、自治体と緊

密に連携を取りながら、避難民の受け入れや人道支

援等に全力で取り組んでまいります。

初めに、関税暫定措置法の一部を改正する法律

案について伺います。

ロシアの最恵国待遇を撤回する措置は、国際社

会におけるロシアの最恵国としての地位を否定

し、我が国の姿勢を明確にする観点から必要な措

置であり、速やかに実行すべきものと考えま

ります。

日本を始め国際社会は、ロシアに対し決然と対

峙することを常に示し、結束して対応していくかなければなりません。

公明党としても、引き続き、政府、自治体と緊

密に連携を取りながら、避難民の受け入れや人道支

援等に全力で取り組んでまいります。

初めに、関税暫定措置法の一部を改正する法律

案について伺います。

日本を始め国際社会は、ロシアに対し決然と対

峙することを常に示し、結束して対応していくか

なければなりません。

公明党としても、引き続き、政府、自治体と緊

密に連携を取りながら、避難民の受け入れや人道支

援等に全力で取り組んでまいります。

初めに、関税暫定措置法の一部を改正する法律

案について伺います。

## 官 報 (号外)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する中川宏昌君の質疑

今回の制裁措置によって、魚介類や木材等の関税率の引上げが行われ、年間約四十億円の税収増になると財務省は試算をしております。しかし、これはそのまま日本国内の輸入業者にとっての負担増となります。既に原油高騰に伴う原材料や輸送費などが上昇する中で、今回の措置によって輸入価格が更に高騰することが想定をされ、大きな影響が出ると考えられます。

さらに、四月六日、ロシア財務省は、四月四日に支払い期限を迎えたドル建て国債の利払いと元本償還について、ロシアの自國通貨であるルーブルで送金したと発表しました。ロシアは、外貨の獲得ができず、今後、様々な場面で、ロシアと商取引をしている日本企業に対し、ルーブルでの決済を求めてくる可能性があります。その状況に至った場合は、機動的、迅速な支援をお願いしたいと思います。

そこで、今回の措置によって我が国の事業者や家計にどの程度の影響が出るか見ているのか、また、それに対する対応策などをどのように検討しておられるのか、岸田総理の答弁を求めます。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

本法案の目的は、暗号資産が金融制裁の抜け穴として悪用されないよう、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とし、暗号資産交換業者に対する義務を課すものとされ、趣旨は理解できます。

日本を始め世界の金融機関のシステムにおいては、現金の移転については事前の確認ができますが、これは、金融機関が中央集権型のシステムですのでチェックが可能であります。一方、暗号資産が取引をされる仮想空間は、ブロックチェーン技術を用いた分散型のシステムであり、この分散型のシステムの中で暗号資産の取引の実態をつかむのは難しいと言われております。

今回の法改正で、暗号資産が金融制裁の抜け穴

として悪用されないようにするために、どのように実効性のある取組をされていくのか、財務大臣に答弁を求めます。

一般社団法人 J P C E R T の調査によれば、今年二月からマルウェア感染が急速に拡大していることが報告をされ、先月には、大手自動車メーカーの取引先企業がサイバー攻撃を受け、工場全体が操業停止に追い込まれるという事案も起こりました。

また、経済産業省のアンケート調査によれば、大企業 中堅企業の五社に一社が、サプライチェーンである中小企業の取引先等を経由したサイバー攻撃被害の経験があると答えており、中小企業のサイバーセキュリティ対策が急務であると考えます。

経済産業省は、毎月少額でサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスを受けることができるサイバーセキュリティお助け隊サービスを実施しており、この活用を推奨しておりますが、こうした制度を更に周知するとともに、幅広い中小企業への意識啓発に努めていただきたいと

思います。

そこで、攻撃を受ける可能性が高いサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を早急に進めるべきと考えますが、岸田総理に答弁を

求めます。

日本は、このコロナ禍で、油断することなく感染対策を行い、生活、医療そして企業支援を続けたとともに、急騰している原油、エネルギー等の資源価格や資材の高騰に迅速に対応することができます。一方、暗号資産交換業者に対する影響は、加えて、急変する世界的な外交、社会経済の変化に対して、その構造変化を看取り、時間軸を持つての対応を考えていかなくてはなりません。

この措置自体による影響は限定的であると考えますが、この影響を含め、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる影響全般について、今後とも注視をしてまいります。

ロシアに対しては、国際社会は異なる追加制裁を相次いで表明し、岸田総理も追加制裁を表明いたしました。

一方、ロシアは、四月六日に、日本への報復を検討していると明かしました。今このときを岸田総理の言われている戦後最大の危機と真っ正面から捉え、万全の備えを講じておくことが政治の責務であります。

岸田総理の更なるリーダーシップでこの難局を乗り越えていくことを期待し、公明党として内外の諸課題解決に全力で取り組む決意を申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 中川宏昌議員の御質問にお答えいたします。

関税上の制裁措置の実効性確保のための取組についてお尋ねがありました。

御指摘のよう、ロシアを原産地とする貨物が第三国を迂回して輸入されるおそれに対しては、税関の審査や検査の際に、契約書等の関係書類、貨物の表記、原産地証明書等に基づき、輸入貨物の原産地を厳格に確認することとしております。

また、仮に迂回の事実が明らかになつた場合には、厳正に対処してまいります。

引き続き、税関当局間の協力を含め、G7を始めとする国際社会と緊密に連携をし、制裁の実効性の確保に万全を期してまいります。

今回の関税上の措置の影響と対応策についてお尋ねがありました。

今回の法改正により、例えば、魚介類や木材の一部の品目について、WTO協定税率に代わり国内法に基づく関税率が適用されることにより、関税率が数%程度引き上がることになります。

この措置自体による影響は限定的であると考えますが、この影響を含め、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる影響全般について、今後とも注視をしてまいります。

ウクライナ情勢に伴う原油価格、物価高騰等へ

の対応については、先般、総合緊急対策の策定を指示したところであり、政府として、直面する危機に緊急かつ機動的に対応し、影響を受ける方々に必要な支援が行き届くよう、与党とも十分連携をしながら、具体的な対策を取りまとめてまいります。

サイバーセキュリティ対策についてお尋ねがありました。

昨今の情勢を踏まえてサイバーセキュリティお助け隊サービスが、日本企業を対象とする複数のサイバー攻撃が確認されていると承知をしています。

これらのサイバーセキュリティ対策の中には、中小企業等、サプライチェーンの中でセキュリティが脆弱な部分を狙つたものが多く、その対策は喫緊の課題です。

このため、政府としては、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けて、業種別のガイドラインの策定や、地銀と連携した中小企業の意識啓発などに取り組みます。また、中小企業のセキュリティ対策を支援するサイバーセキュリティお助け隊サービスを導入する企業をIT導入補助金の優先採択の対象とするなど、更なる普及に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣鈴木俊一君登壇〕

○国務大臣(鈴木俊一君) 中川宏昌議員の御質問にお答え申し上げます。

報告徵求等を行うことで、確認義務の適切な履行を図つてまいります。

また、令和四年度においても、経済安全保障やマネロン対策等のための定員を大幅に拡充しておりますが、規制の実効性を確保すべく、引き続き、体制整備も図りつつ、しっかりと臨んでまいります。(拍手)

○副議長（海江田万里君）  
〔令太政官監査〕 鈴木敦君。

鉢木穀君登壇

○鈴木敦君 国民民主党の鈴木敦です  
私は、会派を代表して、ここでま議題

した関税暫定措置法の一部を改正する法律案、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)

て最も強い言葉で非難するとともに、ウクライナの方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ウクライナでは、無辜の市民が虐殺され、戦争犯罪が行われ、また、現在も継続しています。憤りを禁じ得ません。

同時に、我が國はどこでも諂ひ難いとかがてての旧ソ連、今のロシアで行われたことを我々は忘れてはなりません。ハツカランバリア・仰臥で

忘れではないませ、いわゆるシテス

旧ソ連により捕らわれ、奴隸的強制労働を強いられた

れました。シベリアの極寒の地で、満足な食事や

休養も与えられず、五万人以上もの国民の命が奪われました。このまま国際法違反の非道的行為を

れれました。このよきな国際法違反の非人道的行為を将来再発させないためにも、後世に伝承し、

風化させてはなりません。

岸田総理は、シベリア抑留についてどのような

思いをお持ちでしようか。シベリア抑留に関する今後の文書の一報告助二つは二月廿二日付

す。今後の政府の広報活動は一いつても併せて伺いま

ロシアのウクライナ侵略により、エネルギーや

食料等の価格が上昇し、円相場の下落も国民の負

担となつています。本法案による関税率の引上げ

令和四年四月十二日 衆議院会議録第十九号

関税暫定措置法の一部を改正する法律案外  
案の趣旨説明に対する鈴木敦君の質疑

は、輸入者の負担を増加させ、価格転嫁を通して事業者や消費者に直接影響を及ぼします。関税率の引上げの影響について、総理にお伺いします。

また、現下の状況に鑑み、国民党でも緊急総合対策を策定いたしましたが、政府の経済対策についても併せてお伺いいたします。

本法案により暗号資産に係る規制が強化されますが、先ほどもありましたように、暗号資産は分散処理される特性から、本人確認と結びつかず、実態把握が困難との指摘があります。規制強化の実効性について、財務大臣にお伺いします。

ウクライナ侵略は、中長期的に、我が国との外交、経済、安全保障にも多大な影響を与えます。特に、中国の動向を注視しなければなりません。西側諸国が依存度を下げていくロシア産の資源、エネルギーの獲得に中国が動くことは容易に想像できます。中国が狙うのは、ロシアに対する経済的な影響力を増大させ、中国の意向を無視できないう程度にコントロールすることではないでしょうか。中長期的な中国のロシアに対する影響力拡大について、総理の認識をお伺いします。

中国は、債務のわなを伴う経済協力などにより途上国に対する影響力を強め、さらには、ポスト・ウクライナ戦争を見据えながらロシアをも取り込み、資源、エネルギー、食料などを自給できる経済圏の構築も視野に入れていると考えるべきです。

一方、基軸通貨ドルへの依存度を下げるところは、西側諸国の制裁の効果をそぐことにつながります。ロシアは、クリミア半島併合以降、外貨準備に占めるドルの割合を下げる代わりに人民元を大きく増やし、中国も、九〇年代以降、外貨準備のドルの比率を約八割から六割まで徐々に引き下げています。また、IMFによれば、各国民政府や中央銀行の外貨準備に占めるドルの比率は、この二十年余りで一〇%以上低下しています。

基軸通貨ドルの優越的地位の将来見通しと、ドルへの依存度低下が制裁の効果に与える影響、ま

た、通貨システムが中長期的にドルと人民元に分散化、ブロック化していくかについて、総理の御見解を伺います。

デジタル人民元は、決済においてSWIFTを介す必要がないとされます。自らの通貨で経済圏を広げていくことで、制裁の影響を減衰させることができます。中国は、一带一路などを活用し、デジタル人民元を途上国を中心に広め、今すぐには無理としても、中長期的には決済のサプライチェーンを構築することで、制裁の影響を受けない独自の国際決済網の構築も視野に入れていると思われます。

また、デジタル人民元を決済で使用すれば、払う側、受ける側、動いた金額等、決済情報が瞬時に中国当局に把握されることを意味します。中国は、これらの情報を統合、分析し、外交、安全保障など様々な戦略に活用できることになります。

将来的なデジタル人民元決済網の拡散が西側諸国の制裁及び経済安全保障に与える影響について、また、デジタル人民元拡散に対する対処方針について、総理にお伺いします。

昨今、日本、EUがロシア産石炭の禁輸に踏み切るなど、一段と制裁が強化されつつあります。しかし、我々は、八十年余り前の出来事を忘れてすることはできないのであります。すなわち、当時の我が国政府は、国際社会から石油、金属などの禁輸を始めとしたありとあらゆる制裁を受け、国際連盟からの再三の非難にも耳をかさず、あるいはこれを脱退した結果、南太平洋を始めとするアジア全域に戦火を広げました。その後、我が国は、残虐極まる原子爆弾の投下を二度も受け、結果として数百万の同胞を失い、戦後しばらくにわたって国民に惨たんたる貧困生活を強いた上、北方領土を一方的に不法占拠されるに至りました。さらには、今現在に至るまで、祖先より受け継いだ国土の守りを一部外国軍隊に委ねなければならなくなつたのです。

我が国としては、ロシアによる国際法違反の残

虐行為は人類に対する挑戦として毅然として対応するとしても、ロシアに対しても、かような行動を取り繰り返すことは、我が國の過去の経験に照らしてしかりと伝え、翻意を促すべきではないでしょうか。これが、我が国が取り得る、我が国独自の最も効果的な平和的外交手段であると考えますが、岸田総理の御見解を伺います。

本法案はロシアに対する制裁の効果を高めることが目的ですが、ロシアに対してだけでなく、国際法に違反し、一方的な現状変更を試みようとするいかなる国に対しても、そのような行為を絶対に許すことはないとの強い意志を表明し、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 鈴木教議員の御質問にお答えいたします。

シベリア抑留についての私の思い、今後の政府の広報活動についてお尋ねがありました。いわゆるシベリア抑留は、人道上問題であるのみならず、当時の国際法に照らしても問題のある行為であったと認識しております。

このようなシベリア抑留の方々の労苦について国民の理解を深めるための各種事業がこれまでも実施されておりましたが、今後とも、国民の理解がより深まるよう、効果的な広報活動に努めてまいりたいと考えます。

本法案による関税率引上げの影響と政府の経済対策についてお尋ねがありました。

今回の法改正により、例えば、魚介類や木材の一部の品目について、WTO協定税率に代わり国内法に基づく関税率が適用されることにより、関税率が数%程度引き上がることとなります。

この措置自体による影響は限定的であると考えますが、この影響を含め、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる影響全般について、今後とも注視

してまいります。

ウクライナ情勢に伴う原油価格、物価高騰等への対応については、先般、総合緊急対策の策定を指示したところであり、政府として、直面する危機に緊急かつ機動的に対応し、影響を受ける方々に必要な支援が行き届くよう、具体的な対策を取らなければなりません。

中長期的な中国のロシアに対する経済面での影響力の拡大についてお尋ねがありました。中国とロシアは、近年、緊密な関係を維持し、エネルギー分野を始めとした経済面での協力を密化していると承知をしております。

こうした中ロ間の経済面での協力の緊密化が中長期的な中ロ関係に与える影響について、予断をもってお答えすることは控えますが、我が国としては、中ロ関係について関心を持って注視しております。引き続き、米国を始めとする関係国と連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

国際通貨システムやデジタル人民元への対応についてお尋ねがありました。

特定の通貨が基軸通貨となるためには、流动性、安全性の観点から、通貨としての高い利便性が必要であると考えております。米ドルについても、基軸通貨として広く国際的に利用されている一方、人民元については、資本規制等がその利便性に及ぼす影響等も踏まえて見ていく必要があります。

将来的な見通しについて、予断を持つてお答えすることは困難ですが、こうした点も踏まえながら、今回の経済制裁の効果、経済安全保障への影響、さらには中長期的な国際通貨システムの在り方について、引き続きしっかりと状況を注視しております。

その中で、デジタル人民元を含め、中央銀行デジタル通貨への対応については、昨年十月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議において、G7内外における検討に当たつての公共政策上の原則を策

定したところであります。引き続き、中国等の動向を注視しつつ、G7や国際機関と連携しながら、国際通貨金融システムの安定等に向けて取り組んでまいります。

ロシアに対する働きかけについてお尋ねがありました。

さきの大戦における我が国の経験をロシアに伝えていくことが必ずしも有効であるとは考えませんが、いざれにせよ、一刻も早い停戦を実現し、ロシアによるウクライナ侵略をやめさせるためにも、国際社会が結束して強固な制裁を講じていく、これが重要であると考えております。

こうした考え方の下、先週八日、我が国は、G7と連携して、ロシアに対し追加制裁を科し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を強化いたしました。

引き続き、G7を始めとした関係国と連携して、日本が、そして国際社会がロシアによる暴挙を決して許さないことを、そして、日本がウクライナと共にあること、こうしたことを断固たる行動で示してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣鈴木俊一君登壇)

○國務大臣(鈴木俊一君) 鈴木敦議員の御質問にお答え申し上げます。

外為法改正の実効性確保についてお尋ねがありました。

今般の外為法の改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性の更なる強化を図るものであります。

その実効性確保のため、暗号資産交換業者に対して、今般の法改正の内容を速やかに周知徹底します。

また、令和四年度においても、経済安全保障やマネロン対策等のための定員を大幅に拡充してお

りますが、規制の実効性を確保すべく、引き続き、体制整備も図りつつ、しっかりと臨んでまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、関税暫定措置法と外為法の両改正案について、岸田総理に質問します。(拍手)

報道やインターネットを通じ、リアルタイムで拡散されるロシア軍の残虐行為は、世界中の人々に深い衝撃を与え、国際社会を震撼させています。ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土保全を侵害し、国連憲章に基づく世界の平和秩序を根底から揺るがすものであり、断じて許されません。

病院や学校などの民間施設や原子力発電所への攻撃、ブチャなどで起きた一般市民の大量虐殺。音と映像で伝わる廃墟とその生々しい残酷に、恐怖と悲しみ、そして強い憤りを禁じ得ません。

民間人や民間施設、原発への無差別攻撃は、国際人道法に違反する戦争犯罪であり、早急にこの卑劣な暴力行為をやめさせなければなりません。国連のグテレス事務総長は、独立した調査による事態解明の必要性を訴えています。

総理、ロシアによる侵略と無差別攻撃を直ちにやめさせ、戦争犯罪の責任を追及するため、あらゆる外交努力を尽くすべきではありませんか。今重要なことは、ロシアは侵略をやめよ、国連憲章を守れの一点で、全世界の政府と市民が声を上げ、国際世論の力でロシアを包囲することです。同時に、国内外で避難を余儀なくされているウクライナの人々を全面的に支えることです。

一千万人を超える避難民は、歴史上、類を見ない事態となつており、国際社会と日本の姿勢が問われています。ボーランドを始めウクライナ周辺国が受け入れに全力を挙げていますが、世界がその

ウクライナの人々が、遠い日本に対して、言葉や文化の違い、子供の教育や生活費などに不安を感じるのは当然です。国際機関や周辺国への資金提供を進めるに同時に、政府の責任で、日本を安心して避難できる環境をつくり、選択肢を提供することが必要ではないでしょうか。

二度の世界大戦の教訓から、戦争の違法化、一般市民の保護の機運が高まり、国連憲章と国際人道法の発展に結実しました。その歴史の潮流の下で定められた平和憲法の精神を發揮し、非軍事的人道支援でリーダーシップを發揮することが日本に歴史的使命ではないでしょうか。

本法案の背景にある強力な経済制裁は、世界経済と国際金融システムからロシアを孤立させるための重要な手段となります。一方で、原油、天然ガスなどエネルギー、食料品、肥料などの国際價格の高騰に拍車をかけ、コロナ禍で傷んだ世界経済を不安定化させる危険もはらんでいます。

とりわけ、世界で最も脆弱な人々の食料入手を一層危機的な状況にさらしています。国連世界食糧計画(WFP)は、二〇二二年は壊滅的な飢餓の年となり、三十八か国で四千四百万人が飢餓の瀕死に立たされたと警告していました。ウクライナ危機で、更に危険性が高まっています。

ロシアに対する経済制裁を実効性あるものにするためには、国際社会の協調が必要です。世界中の経済力の弱い人々への食料、燃料、肥料の安定供給に、総理はどう取り組みますか。

既に問題が深刻化している最貧国には速やかに支援を実施することが大事です。来週開催されるG20会合で、日本はどのような提言を行うのでしょうか。

ロシアの最惠国待遇撤回は当然の措置です。同時に、影響を受ける国内産業への支援が必要です。日本の水産業では、カニやウニは品目別輸入金額でロシアが五割を占めており、水産物は輸入停滞で既に値上がりをし、今般の措置で更に輸入コストが上がります。政府はどのような対策を取

官 報 (号外)

るのですか。

穀物、原油等の国際価格の高騰から国内食料品の価格の上昇を食い止めるためにも、小麦の売渡価格を引き下げるべきではありませんか。飼料、肥料などの価格高騰が生産者の経営を脅かし、既に廃業を決めた農家もいます。この上、水田活用交付金をカットすれば、農家を更に追い詰め、僅か三七%しかない食料自給率は更に下がることになります。交付金カットを中止し、今こそ食料自給率を抜本的に向上する農政への転換を求めるものであります。

また、物価高騰の影響は個人消費を痛めつけます。欧州委員会は、加盟国に対し、低所得者対策として、付加価値税の減税をこのタイミングで推奨しました。日本も、生活困難と物価高騰に対し、消費税減税に踏み出すべきではありません。

政府が追加政策として表明したロシア産石炭の輸入禁止は、経済制裁の強化のための必要な措置です。しかし、代替策として原発の最大限の活用を挙げていることは、東電福島第一原発事故の教訓を顧みないものであり、断じて容認できません。今取るべきは、脱石炭、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの大胆な転換です。

ところが、政府と大手電力会社は、東日本大震災以来、再エネ固定価格買取り制度で送電網の增强が求められていたのに、そのための投資をほとんど行つていませんでした。原発最優先のルールの下で、九州電力では、二〇一八年十月以降、二百五十九回近くも再エネ出力を抑制。さらに、今週四月十日から、四国電力と東北電力でも再エネの出力制御が実施されています。本末転倒ではありませんか。

政府は、日本は自前の資源がないと言いますが、我が国には、太陽光、風力、水力、地熱など、自分で枯渇しない再エネ資源が豊富にあり、これを組み合わせて分散型電源に転換すれば、安定供給も確保できます。

再生可能エネルギーへの投資を進め、エネルギー自給に大きく踏み出すことが、ロシア制裁に

も力を発揮し、気候危機打開という世界的な課題にも貢献していくことになるのではありませんか。

以上、答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

田村貴昭議員の御質問にお答えいたします。

ロシアによる侵略と無差別攻撃を直ちにやめさせ、戦争犯罪の責任を追及するための外交努力についてお尋ねがありました。

人の殺害は、重大な国際法違反であり、断じて許されない戦争犯罪です。

ロシアは戦争犯罪の責任を厳しく問われなければなりません。我が国としても、戦争犯罪が行われたと考えられる理由に、ウクライナの事態を国際刑事裁判所、ICCに付託しており、同裁判所の検察官による捜査の進展を期待しています。

人間の殺害は、重大な国際法違反であり、断じて許されない戦争犯罪です。

ロシアは戦争犯罪の責任を厳しく問われなければなりません。我が国としても、戦争犯罪が行われたと考えられる理由に、ウクライナの事

態を国際刑事裁判所、ICCに付託しており、同裁判所の検察官による捜査の進展を期待しています。

我が国は、議員御指摘のグレーティス国連事務総長が要請した独立した調査を支持しており、引き続き、国連を含む国際社会と緊密に連携しつつ、一般市民に対する武器の無差別使用を含むロシアによる侵略を直ちにやめさせ、戦争犯罪の責任を追及するための外交努力を続けてまいります。

ウクライナ避難民の方々への受入れ後の支援及び人道支援分野でのリードアップの発揮的重要性についてお尋ねがありました。

我が国へ受け入れた避難民の方々への支援については、官房長官を長とするウクライナ避難民対策連絡調整会議を司令塔として、ウクライナ避難民への一時滞在場所の提供や、生活費、医療費の支給、日本語教育、就労支援等、受入れ後の各場

面に応じた具体的な支援策を政府として行うこととしており、四月十日までに五百三十人の避難民を受け入れました。

避難民の受入れに協力したいとする多くの自治体や民間企業、団体の方々の御協力を得つつ、オール・ジャパンで、ウクライナの人々に寄り添った支援を実施してまいります。

ウクライナ及び周辺国に向けた計二億ドルの緊急人道支援は、国際社会からも高く評価されています。我が国として、引き続き、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、人道支援分野でも積極的に役割を果たしてまいります。

食料、燃料等の国際的な安定供給への対応についてお尋ねがありました。

ロシアによるウクライナ侵略によって、エネルギーや食料等の国際価格が高騰しています。

世界経済の安定を確保しつつ、経済制裁を実効性のあるものとするためには、エネルギー市場の安定や価格高騰の影響を最も受けやすい脆弱な国々に対する対応などが重要です。

エネルギー市場を安定化させるため、先日、IEA加盟各国と協調し、日本として、IEAの割当量の一・五倍の千五百万バレルの備蓄を放出することといたしました。日本として初めての国家備蓄の放出です。引き続き、日本としてできる限りお尋ねがありました。

まいります。

また、食料安全保障を確立していくためには、できる限り国内で生産していくことが必要であり、農林水産業の成長のための投資と改革を進め、国際情勢の変化や国際競争、そして災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築してまいります。

この中で、水田転作への助成については、現場の課題を検証しながら、麦、大豆、野菜等の需要に応じた生産、販売を一層推進し、農家の所得向上と食料自給率の向上、これらを図つてしまいことにと考えております。

消費税減税についてお尋ねがありました。

消費税については、社会保障の財源として位置づけられており、当面、消費税について触れることは考えておりません。

消費税減税についてお尋ねがありました。

消費税については、社会保障の財源として位置づけられており、当面、消費税について触れることは考えておりません。

消費税減税についてお尋ねがありました。

消費税については、社会保障の財源として位置づけられており、当面、消費税について触れることは考えておりません。

組んでまいります。

他方で、資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国において、单一の完璧なエネルギー源がない現状では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することがエネルギーの安定供給を確保する観点から重要であり、着実に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田 文雄君
総務大臣	金子 恭之君
外務大臣	林 芳正君
国務大臣	鈴木 俊一君
文部科学大臣	末松 信介君
財務副大臣	岡本 三成君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

博物館法の一部を改正する法律  
貿易保険法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る八日、内閣を経由して経済産業大臣萩生田光一君から、次の報告書を受領した。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する

特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の六第七項及び第十五条の七第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

藤原

崇君

井野 俊郎君

藤原 崇君

渡辺 創君

枝野 幸男君

池下 卓君

三ツ林裕巳君

加藤 竜祥君

国光あやの君

熊田 裕通君

大西 英男君

宮内 秀樹君

根本 幸典君

島尻安伊子君

五十嵐 清君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

足立 康史君

池下 卓君

三ツ林裕巳君

加藤 竜祥君

国光あやの君

熊田 裕通君

大西 英男君

宮内 秀樹君

根本 幸典君

島尻安伊子君

五十嵐 清君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

足立 康史君

池下 卓君

三ツ林裕巳君

加藤 竜祥君

国光あやの君

熊田 裕通君

大西 英男君

宮内 秀樹君

根本 幸典君

島尻安伊子君

五十嵐 清君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

足立 康史君

池下 卓君

三ツ林裕巳君

加藤 竜祥君

国光あやの君

熊田 裕通君

大西 英男君

宮内 秀樹君

根本 幸典君

島尻安伊子君

五十嵐 清君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

一四





官報(号外)

とその解釈が定められたのは、「第五十二条及び第五十三条」にあつては平成二十五年六月二十八日、「その解釈」にあつては同月十九日である。

三の1のイについて

お尋ねの「軽視しているのか、重視しているのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「水素爆発対策のための装置の設置位置」については、新規制基準適合性審査の中で確認しているところである。

三の2について

御指摘の「中間取りまとめ」から得られた知見の規制への取り入れに関しては現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「調査」を「いつまでに進めるつもりか」については、特段期日を定めているものではない。

令和四年三月三十日提出  
質問 第三六号

弾道ミサイルと排他的経済水域に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

弾道ミサイルと排他的経済水域に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

平成二十九年三月十日の衆議院外務委員会において、次のようなやり取りがある。

○総務委員（略）国連海洋法条約では、排他的経済水域として大陸棚には主権的権利というの認められています。主権ではないですけれども、主権的な権利という非常に微妙な言葉が使われているわけであります。今回日本のEEZにミサイルが落ちたことによって、私は、実は、日本の主権ではない、だけれども主権的権利といふものが侵害をされたのではないですか

というふうに、昨日お伺いました。

通告がありませんでしたので、きょう再度お伺いをさせていただきます。岸田大臣、いかがお考えでしようか。

○岸田国務大臣 昨日、委員の方から御質問をいただきまして、改めて私も国連海洋法条約を確認してみました。

そうしますと、国連海洋法条約五十六条の一に、沿岸国はEEZにおいて天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利を有

している、こう記されています。要は、この主権的権利とは、天然資源の探査、開発、保存及

び管理、こうしたことを行なうことを指していると承知します。そして、その上で、今度は五十八条の三には、他国のEEZにおいて、沿岸

国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならぬ、こうした規定が設けられています。

そして、委員の御質問は主権的権利が害されただかどうかということだと思いますが、要は、この条約上、軍事訓練が行われたとしても、妥当な考慮が払わっていたならばそれは可能であるとされています。EEZ内で軍事的な訓練を行なうということは、これは先ほど言いました天

然資源の探査、開発、保存及び管理といったこの権利を害するかどうか、これは判断が大変難しいものがありますが、そうだとしても、条約

上は、妥当な考慮が払わなければそれは可能であるというふうに解釈するべきであると承知をしています。

そして、今回の北朝鮮によって発射された弾道ミサイル、我が国のEEZ内に落下したわけあります。何らの事前通報もな

かかったことを鑑みれば、我が国の権利及び義務に妥当な考慮を払ったとは言いがたい、このよう

に考えるべきであると考えます。

○総務委員 いや、最後の一言がなかつたんですけれども、妥当な考慮が払わていなかつた

ことをもって主権的権利が害されたというふう

に大臣はお考えですか。

○岸田国務大臣 主権的な権利が害されたかどうかというのではなくては、個別具体的な状況に応じて判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

二について 御指摘の答弁で示された政府の立場に変わりは、妥当な考慮が払わっていたかどうか、これが重要であるというのが、この条約の解釈の仕方であると認識をいたします。これは、軍事訓練であつても事前通報があれば可能であるというのが、この条約における解釈のありようだと承知をしています。

そのことを考えますと、妥当な考慮が払われたかどうか、これこそ最も重要なことであり、今日は払われていなかつた、これはその点で問題であると認識をいたします。

以上を踏まえ、次のとおり質問する。

一 我が国に事前通報をした上で、その権利及び義務に妥当な考慮を払えば、他国は我が国のEEZ（排他的経済水域）に弾道ミサイルを落下させれる事が可能なのか。

二 政府として、上記岸田国務大臣（当時）の答弁で表明された立場を踏襲しているか。

右質問する。

一 今回の食品添加物表示のガイドライン改定（消費者庁「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」等）によつて「無添加」「不使用」との表示ができるくなると聞く。

1 それは事実か。仮に本当に添加物を使用しない食品であつても「無添加」と表示できなくなるのか。そうである場合、合理的な理由をお示し願いたい。

2 「人工甘味料不使用」との表示は事実でつても不可能となるのか。そうである場合、合理的な理由をお示し願いたい。政府は表示が事実なら禁止しない」と説明するが、それはどうのように確認するのか。

3 不使用表示ガイドラインでは食品添加物用について加工助剤も含むとされている。例えれば、塩、砂糖、水道水を使用したら無添加

という表示は不可能となるのか。

二 欧米（米国又はEU）のいずれかの国で安全性の問題で使用できない食品添加物を、新たに日本で使用可能としたケースについてお尋ねする。

1 そのような食品添加物があれば、使用可能とした理由とともにすべての物質名をお示し

内閣衆質二〇八第三六号  
令和四年四月八日

内閣總理大臣 岸田 文雄  
内閣總理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿  
衆議院議員緒方林太郎君提出弾道ミサイルと排

他的経済水域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員緒方林太郎君提出弾道ミサイル  
と排他的経済水域に関する質問に対する答  
弁書

一について  
国際法上、いづれの国も、排他的経済水域に  
おいてその権利行使するに当たり、沿岸国

願いたい。

食品添加物である臭素酸カリウムは安全性等の観点からEU等で使用することができない。しかし、日本では加工助剤として、生産段階で使用されても最終商品に残留しないことを条件に使用が認められている。

つまり、臭素酸カリウムの残留基準値は零(ゼロ)ということでよいのか。また、生産の途中で消滅して製品(完成品)には残留しないことは、誰によつてどのように確認されるのか。また、国は臭素酸カリウムを使用した食品について、年間何検体、残留していないことを検査で確認しているのか。また、国、自治体、民間で臭素酸カリウムの残留を確認する検査手法は確立しているのか、このような検査ができる機関は全国で何か所あるのか、政府の把握しているところを答えられたい。また、これまで小売店からは、臭素酸カリウムが最終商品に残留していたケースが報告されているが、政府として把握しているケースがあれば把握時期別に、すべてお示し願いたい。また、臭素酸カリウムが残留したケースに関して、政府には責任は無いのか。また、残留がないことを確認する仕組みに不備があると考へるが、いかがか。

2 臭素酸カリウムを加工助剤として使用する場合は表示を免除されている。なぜ表示が免除されるのか。臭素酸カリウムが最終商品から消滅しない事例がある以上、臭素酸カリウムを加工助剤としてでも使用した場合、表示する必要があると考えるがいかがか。また、表示しない場合、臭素酸カリウムを使用した食品を食べたくないと思う消費者はどうのにして商品を選べばいいのか。また、表示免除は消費者の選ぶ権利を奪うことになつてはいないのか。臭素酸カリウムが残留したケースがある以上、EU同様に臭素酸カリウムを指定削除するべきと考え

るがいかがか。臭素酸カリウムのように最終商品に残留しないことが定められている他の食品添加物について、最終商品における残留が確認された事例があれば、政府として把握しているところを確認された時期別にすべてお示し願いたい。

3 加工助剤のうち残留が認められない物質はいくつあるのか。それらの物質に限定して、具体的な物質名も表示すべきと考えるがいかがか。表示が無ければどうやつて残留の有無を民間機関は確認できるのか。

4 欧米で認められていない、または制限されている食品添加物等についてお尋ねする。

1 欧米に属する国で安全性の観点から使用が認められない食品添加物のうち、日本で使用が認められている食品添加物等のうち、着色料である食用赤色一〇四号、同一〇五号、同一〇六号、漂白剤である次亜硫酸ナトリウム、防カビ剤のジフェニルは、日本では使用が認められない食品添加物等のうち、着色料である食用赤色一〇四号、同一〇五号、同一〇六号、漂白剤である次亜硫酸ナトリウム、防カビ剤のジフェニルは、日本では使用が認められている。それぞれ安全性はいつ、誰によつて、どのように確認されたのか。また、ネオニコチノイド系の農薬と発達障害との因果関係があると指摘する論文について政府は把握しているか。この指摘は事実なのか。かつて政府は、「ネオニコチノイド系の農薬の使用と自閉症や広汎性発達障害との関係」については、政府としては、その因果関係は確認されていないと考へていること答弁しているが、「因果関係は確認されていない」という事実を、いつ、誰が、どのようにして確認したのか。また、「因果関係は確認されていない」というが、根拠となる論文は存在するのか。お示し願いたい。

5 ネオニコチノイド系の農薬についてEUは安全性の懸念から使用できる種類を一種類に絞っている。日本では七種類が使用可能であるが、それぞれ安全性はいつ、誰によつて、どのように確認されたのか。また、ネオニコチノイド系の農薬と発達障害との因果関係があると指摘する論文について政府は把握しているか。この指摘は事実なのか。かつて政府は、「ネオニコチノイド系の農薬の使用と自閉症や広汎性発達障害との関係」については、政府としては、その因果関係は確認されていないと考へていること答弁しているが、「因果関係は確認されていない」という事実を、いつ、誰が、どのようにして確認したのか。また、「因果関係は確認されていない」というが、根拠となる論文は存在するのか。お示し願いたい。

6 1 本来は、一括名とともに、具体的な物質名の表示はたとえ多くの物質を使つていても、免除されるというものである。

2 すべて明記すべきと考えるが、なぜ、それができないのか。表示する物質名が多くなつてしまふのであれば、QRコードなどを利用してインターネット上に表示すべきと考えるがいかがか。

2 一括名表示に該当する物質名が一つの場合のみ、物質名を書くことが政府によつて指導されているが、物質名を隠したい場合は二つ以上の物質を使つて、物質名を書かなくて済むこととなる。これは事実か。事実とすれば、添加物の多用を進めてしまう弊害が出てしまうのではないか。政府によつて物質ごとに使用量の上限や残留量の上限が定められていたが、一括名だけで具体的な物質名がわからなければ、民間機関などが、それをチェックすることが困難になつてしまふが、改善することは考えていなか。

1 1 その海外で使われた日本では使えない農薬によって育てられた農作物が日本に輸入される場合、その農作物の日本での流通を止めることはしないのか。止めることをしないのであればその理由を根拠となる論文等を示しながらお教へ願いたい。

2 国内産、できれば輸入品についてもできるだけ使用農薬を農産物に表示する制度を作るべきと考えるがいかがか。QRコードなどでインターネット上に表示するなど工夫を加え検討すべきと考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇八第三七号  
令和四年四月八日  
衆議院議長 細田 博之殿 岸田 文雄

官報(号外)

衆議院議員長妻昭君提出食の安全に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員長妻昭君提出食の安全に関する質問に対する答弁書

一について

「食品表示基準Q & Aについて」(平成二十七年三月三十日付け消食表第百四十号消費者庁食品表示企画課長通知)の別添「食品表示基準Q & A」の別添「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」は、添加物の不使用表示に関する方で、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的な事項をまとめたものであり、添加物の不使用表示を一律に禁止するものではなく、食品関連事業者等が、食品表示基準(平成二十七年年内閣府令第十号)第九条の規定により、一般用加工食品の容器包装に表示することが禁止されている事項(以下「表示禁止事項」という)に該当するか否かについて、自己点検を行う際に用いることができるものとして公表しているものである。

添加物の不使用表示については、同条に違反しない限り可能であるが、当該不使用表示が、表示禁止事項に該当するか否かは、商品の性質、消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容等を踏まえて判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「欧米(米国又はEU)のいづれかの国で安全性の問題で使用できない食品添加物」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「欧米(米国又はEU)のいづれかの国」で使用できない添加物を「新たに日本で使用可能とした」かどうかについて、政府として把握していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

三の1について

お尋ねの「臭素酸カリウムの残留基準値は零(ゼロ)といふこととよいのか」及び「臭素酸カリウムが残留したケースに関して、政府には責任は無いのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、臭素酸カリウムは、食品衛生法(昭和二十二年法律第一百三十三号)第十三条第一項の規定に基づき定められている食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以下「規格基準」という)において「使用した臭素酸カリウムについては、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない」と規定されており、臭素酸カリウムが最終食品に残留していないことについては、同条第二項の規定に基づき、「一般的には、食品又は添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、販売し、又は輸入する者が確認する責務を負う。」

政府としては、同法第二十七条の規定に基づく届出において、使用された添加物の品名を輸入届出書に記載させた上で提出させており、提出された輸入届出書の内容について審査を行った結果、過去十年間においては、臭素酸カリウムが使用された食品の輸入届出書は提出されず、御指摘の「臭素酸カリウムが最終商品から消滅していない事例」及び「臭素酸カリウムが残留したケース」については、適切な製造方法等の下で使用した場合に、添加物としての有効性を保ちつつ、遵守が可能なものとして設定された添加物の使用に関する基準を定めている規格基準が遵守されていない事例であり、規格基準に違反した食品が確認されたことをもって、直ちに表示を義務付け、又は食品衛生法第十二条の規定に基づく指定を取り消す必要はないと考える。

お尋ねの「加工助剤のうち残留が認められない物質」の意味するところが必ずしも明らかではないが、添加物のうち規格基準において、分離し、除去し、又は中和しなければならない旨が定められているものは、二十種類である。これらは添加物については、食品の加工の際に添加される添加物であつて、当該食品の完成前に除去されるものであることから、食品表示基準第三条において表示が免除されている。御指摘の「臭素酸カリウムが最終商品から消滅していない事例」及び「臭素酸カリウムが残留したケース」については、適切な製造方法等の下で使用した場合に、添加物としての有効性を保ちつつ、遵守が可能なものとして設定された添加物の使用に関する基準を定めている規格基準が遵守されていない事例であり、規格基準に違反した食品が確認されたことをもって、直ちに表示を義務付け、又は食品衛生法第十二条の規定に基づく指定を取り消す必要はないと考える。

お尋ねの「臭素酸カリウムの残留を確認する検査手法」については、「食品中の臭素酸カリウム分析法について」(平成十五年三月四日付け食品基準第〇三〇四〇一号厚生労働省医薬局食品安全課長通知)で示しているところであるが、お尋ねの「このような検査ができる機関は全国で何か所あるのか」については、政府としては把握していない。

国にあっては同法第二十三条第一項の規定に基づく輸入食品監視指導計画に基づき、適切に食品等の監視指導を行つており、都道府県等においては同法第二十四条第一項の規定に基づく監視指導を行つておらず、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という)においては同法第二十四条第一項の規定に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、適切に監視指導がなされているものと承知する仕組みに不備がある」とは考えていない。

三の2について

お尋ねの「加工助剤のうち残留が認められない物質」の意味するところが必ずしも明らかではないが、添加物のうち規格基準において、分離し、除去し、又は中和しなければならない旨が定められているものは、二十種類である。これらは添加物については、食品の加工の際に添加される添加物であつて、当該食品の完成前に除去されるものであることから、食品表示基準第三条において表示が免除されている。当該添加物が最終食品に残留していないことの確認については、食品衛生法第十三条第二項の規定に基づき、「一般的には、食品又は添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、販売し、又は輸入する者が確認する責務を負う。また、国にあっては同法第二十三条第一項の規定に基づく輸入食品監視指導計画に基づき、適切に食品等の監視指導を行つており、都道府県等においては同法第二十四条第一項の規定に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、適切に監視指導がなされているものと承知している。

四の1について

御指摘の「欧米に属する国で安全性の観点から

ら使用が認められていない食品添加物」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「欧米に属する国」で使用できない添加物であつて、人の健康を損なうおそれのないものとして、食品衛生法第十二条の規定に基づき「日本で使用が認められている食品添加物」としては、例えば、米国においては食用赤色二号及び英國においては臭素酸カリウムがあると承知している。

食用赤色二号、食用赤色一〇四号及び食用赤色一〇五号については昭和二十三年七月十三日に、食用赤色一〇六号及び次亜硫酸ナトリウムについては昭和三十二年七月三十一日に、ジフェニルについては昭和四十六年二月二十六日に、人の健康を損なうおそれのない添加物として指定されたところであるが、お尋ねの「安全性はいつ、誰によつて、どのように確認されたのか」について、その当時の資料が現存していないことからお答えすることは困難である。なお、食用赤色二号については、平成十四年七月に、薬事・食品衛生審議会・食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において、「食用赤色二号に関しましては発がん性はないだろう」ということで、現行どおり使用を認めるということで問題ないという結論をいただいた」とされ、次亜硫酸ナトリウムについては、平成十五年九月に、食品安全委員会が、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一項第一項に規定する食品健康影響評価(以下「食品健康影響評価」という。)の結果を取りまとめ、「薬事・食品衛生審議会・食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当であると評価している。

四の2について  
二酸化チタンについては、昭和五十八年八月

四の3について  
トランス脂肪酸の食品を通じた人の健康に及ぼす影響については、食品安全委員会において、食品健康影響評価を行い、平成二十四年三月八日に、その結果を取りまとめたところである。

#### 四の4について

プロピコナゾールの食品を通じた人の健康に及ぼす影響については、食品安全委員会において、食品健康影響評価を行い、直近では平成二十九年七月四日に、その結果を取りまとめたところであり、当該結果等を踏まえ、「プロピコナゾールを含む農薬の登録に当たっては、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に基づき、農薬の安全性その他の品質に関する審査を行ない、農薬の使用方法を定めている。

我が国において使用可能な七種類のネオニコチノイド系農薬の有効成分であるアセタミブリド、イミダクロブリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロブリド、チアメトキサム及びニテンピラム(以下「アセタミブリド等」といいう。)の食品を通じた人の健康に及ぼす影響については、食品安全委員会において、食品健康影

#### 五の1について

御指摘の「その海外で使われた日本では使えない農薬」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国に輸入される食品を含む食品中の残留農薬については、我が国では使用できない農薬も含め、食品衛生法第十三条の規定に基づき規制を行つていて、輸入時においては、海外での検出事例等を踏まえ、農薬取締法に基づき我が国で使用できる農薬として登録されていない農薬も、モニタリング検査の対象としており、食品衛生法に違反している食品があつた場合は、当該食品は廢棄等されることとなる。

#### 五の2について

農産物に使用した農薬の表示の義務付けに関しては、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性及び国際整合性を踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。

五の3について  
御指摘の「欧米で安全性の観点から使用が認められない農薬」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に「安全性の観点」が人の健康に及ぼす影響を意味するものであるとすれば、農薬に含まれる個別の有効成分が歐州連合及び米国において使用可能なものとして登録されていない理由に関する情報が公表されているとは限らないことから、網羅的には把握できないが、我が国においては、チアクロブリドを含む農薬については、農薬取締法に基づき、科学的見に基づく評価の結果、農薬の安全性その他の品質に問題がないものとして登録されているところ、欧州連合においては、チアクロブリドについては、登録の更新手続時に、人の健康に及ぼす影響への懸念も考慮し登録が取り消されたと承知している。

#### 六の1について

御指摘のように具体的な物質名を事業者の判断で記載することは可能であるが、使用量が少ない香料や、嚥下を目的としないガムベース等の添加物は、通常複数の組合せによって機能を果たすことが多く、個々の成分を表示する必要性が低いことから、また、有機酸、アミノ酸等の添加物は、食品中にも常在することから、食品表示基準等においてこれらの成分の機能等を括する名称の表示をもつて物質名の表示に代えられることができることとしているものである。

「QRコード」などを利用してインターネット上に表示すべきとの御指摘については、食品の購入時に、全ての消費者が容易にインターネットに接続できる環境が整つていないため、現時点では、容器包装上の表示に代わる方式として「QRコード」等を利用してインターネット上に表示することを義務付けることは困難であると考えている。

#### 六の2について

御指摘の「括名表示」については、六の1について述べたとおりであり、使用する添加物の数によって表示の方法が変わるものではないお尋ねの「添加物の多用を進めてしまう弊害」については、公衆衛生の見地から必要なものに対し、規格基準において添加物の使用量及び残存量の上限が定められており、規格基準へ



号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の四 外国監査法人等(第三十一条の三十五—第三十四条の三十九)」を「第五章の五 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則第三十四条の三十四の五—第三十四条の三十九)」を「第五章の六 外国監査法人等(第三十四条の三十一の三十四条の三十四の十四)」に、「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

二 第三条中「二年」を「三年」に改める。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十二条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第四条第七号の次に次の一号を加える。  
七の二 第三十四条の十の十四第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第五条中「第八条」を「同条」に改める。

第六条第二項(第一号又は第三号に限る。)を「第二十二条第一項を除く。」を加える。  
第七条中「その他」を「又は勤務先その他の」に改める。

第十九条第三項中「及び第三十四条の十の十の二」を「第三十四条の十の十四第二項及び第四十四条第一項第九号」に改める。

第二十一条第一項中「次の」を「公認会計士が次に、「公認会計士の登録」を「その登録」に改め、同項第一号及び第二号中「公認会計士が」を削り、同項第三号中「公認会計士が」を削り、「第四条各号」の下に「(第五号の二を除く。)」を加え、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公認会計士が次の各号のいづれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消する」とができる。  
一 不正の手段により登録を受けたとき。  
二 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

査会の議決に基づき、その登録を抹消する」とができる。

一 不正の手段により登録を受けたとき。

二 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

三 内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき(内閣府令で定める場合を除く。)。

四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三 内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき(内閣府令で定める場合を除く。)。

四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

五 二年以上継続して所在が不明であるとき。

六 二年以上継続して所在が不明であるとき。

七 二年以上継続して所在が不明であるとき。

八 二年以上継続して所在が不明であるとき。

九 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十一 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十二 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十五 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十六 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十七 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十八 二年以上継続して所在が不明であるとき。

十九 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十一 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十二 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十五 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十六 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十七 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十八 二年以上継続して所在が不明であるとき。

二十九 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三十 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三十一 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三十二 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三十三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

三十四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

過しない者

第三十四条の十の十第十号中「第三十四条の十の十四第一項第一号又は第三号に係る部分に限る。」の規定により特定社員が次の「に」に「登録」を「その」に改める。

第五章の五を第五章の六とし、第五章の四を第五章の五とし、第五章の三の次に次の「一章を

第十二条を除く。」を削り、「第十三条号及び第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号」を「第四十四条第一項第一号及び第四十六条の九の二第一項」に改める。

第五章の五を第五章の六とし、第五章の四を第五章の五とし、第五章の三の次に次の「一章を

第十二条を除く。」を削り、「第十三条号及び第四十六条の九の二第一項」に改める。

第三十四条の十一第一項第二号中「有する者」の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

（登録の申請）

第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

（登録の申請）

第三十四条の三十四の三 上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備え

る。

（登録の申請）

第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

（登録の申請）

第三十四条の三十四の三 上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備え

る。

官報(号外)

□ 生年月日	一 公認会計士 次に掲げる事項
ハ 事務所の所在地	イ 前条第一項第一号に定める事項
二 上場会社等の財務書類について共同して第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人の氏名若しくは名称又は当該業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の氏名その他内閣府令で定める事項	二 登録年月日及び登録番号
ホ その他内閣府令で定める事項	二 監査法人 次に掲げる事項
二 監査法人 次に掲げる事項	イ 前条第一項第二号に定める事項
イ 名称	二 登録年月日及び登録番号
口 事務所の所在地	日本公認会計士協会は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。
ハ 社員の氏名及び住所	日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿を公衆の縦覽に供しなければならない。 (登録の拒否)
二 有限責任監査法人にあつては、資本金の額	第三十四条の三十四の六 日本公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
本 その他内閣府令で定める事項	一 第三十四条の三十四の六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付	二 申請者が公認会計士である場合にあつては、第二十八条の四第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの
三 申請者が監査法人である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの	四 口 第三十四条の二十一第二項又は第三十条の二十九第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経過しないとき。
四 その他内閣府令で定める書類	イ 第三十四条の二十一第二項又は第三十条の二十九第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経過しないとき。
(登録の実施)	二 口 第三十四条の二十一第二項の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該監査法人の社員があつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの
第三十四条の三十四の五 日本公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。	ハ 口 第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登記有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないものがいるとき。
二 口 第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。	二 口 第三十四条の三十四の七 前条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。
2 第三十四条の三十四の四第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。	二 口 第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。





## (登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改止する。

別表第一第五十号中「の登録又は」を「若しくは登録上場会社等監査人の登録又は」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

## (二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二(登録上場会社—登録件数 一件につき九万円—

等監査人の登録)の登録

(公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法の一部改正)

第七条 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号。以下この条から附則第九条までにおいて「平成十五年改正法」という)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八条まで」に、「第二百三十四条」を「第二百三十三条第一項(第二号に係る部分に限る)」に改め、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二条)第二十八条の罪」を削り、「第三百二十九条の罪若しくは」を「第三百二十八条规定(第三号に係る部分に限る)」の罪、「」「第二百四十七条」を「第三百八条第一項(第三号に係る部分に限る)」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十二条第二項(第一号に係る部分に限る)の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第四条第八号中「外国弁護士による法律事務

補の業務を行わせることがその適正を欠くそれがあるとき。

三 二年以上継続して所在が不明であると

き。

第二十一条第三項中「第十九条第四項」を「前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第十九条第四項」に、「は、第一項第四号」を「を、前項第三号」に改め、「ついて」の下には同条第一項及び第三項の規定を、それぞれを加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第四十六条第一項」と読む替えるものとする。

第二十一条の三中「第二十一条第一項第一号」の下に「若しくは第二項第二号若しくは第三号」を加える。

第四十六条の十一第二項中「第二十一条第一項第四号」を「第二十二条第二項」に改める。

第十八条施行日前に、前条の規定による改正前の公認会計士法の一部改正に伴う経過措置

第十九条第一項中「次の」を「公認会計士又

は会計士補が次の」に、「公認会計士又は会計士補の登録」を「その登録」に改め、同項第一号及び第二号中「公認会計士又は会計士補が」を削り、同項各号の下に「第五号の二を除く」を加え、同項第四号を削り、同条第二項

第九条 平成十五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十条第二項中「二年」を「三年」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

（政令への委任）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

理由

会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力發揮及び能力向上を図り、もつて企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力發揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に関する登録制度を導入すること。

2 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合における当該監査法人に対する業務制限を見直すこと。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月八日

財務金融委員長 蘭浦健太郎  
衆議院議長 細田 博之殿

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
令和四年二月二十五日  
内閣総理大臣 岸田 文雄

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一  
部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)  
第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十

一条」を「第二十条」に改める。

第二条第三項中「限る。」の下に「第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び

六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び」を加える。

第十七条第一項中「県費負担教職員」の下に「(以下「県費負担教職員」という。)」を加え、「。」を削る。

第十九条の次に次の章名を付する。  
第四章 研修

第二十条を次のように改める。

(研修実施者及び指導助言者)  
第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。  
一 市町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定期制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この号及び次項第二号において「中核市」という。)が設置する小学校等(中等教育学校を除く。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。  
一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会

二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会

三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者(前二号に掲げる者を除く。) 当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員の任命権者を「研修実施者」に改める。

第二十二条第三項中「任命権者」の下に「(第二十二条第三項中「限る。」の下に「第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び」を加える。)」を加え、「。」を削る。

第十九条の次に次の章名を付する。

第四章 研修

第二十条を次のように改める。

いて同じ。」を加える。

第二十二条の二第二項中「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加える。

第二十二条の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「あらかじめ第二十二条の五第一項を「第二十二条の七第一項」に改める。

第二十二条の四第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「この条」の下に「及び第二十二条の二第二項」を加え、同条第二項第一号中「任命権者が」を「研修実施者」に改め、「この項」の下に「及び次条第二項第一号」を加え、「任命権者が実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第二号及び第三号中「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「研修」を「前号に掲げるもののほか、研修」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に関する必要な事項(研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十二条第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。)を「研修実施者」に改める。

三 認定講習等(教育職員免許法(昭和二年法律第百四十七号)別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。)次条第一項及び第三項において同じ。)のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに関する事項

二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する記録には、次に掲げる事項

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする

一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項

二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

一 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項

三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会は、指導助言者は、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者(第二十二条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。)に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

四 資質の向上に関する指導助言等

第二十二条の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する

る情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言(次項において「資質の向上に関する指導助言等」という)を行ったては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を利用するものとする。

3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これら者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第二十三条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「附則第五条第一項において同じ」を削り、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改め。

第二十四条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十五条第一項中「研修(以下)」の下に「この条において」を加える。  
第二十六条第一項中「任命権者」の下に「(第二十一条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。)」を加え、同項第一号中「(昭和二十四年法律第百四十七号)」を削り、同項第四号中「任用された者」の下に「(第二十三条第一項に規定する)」を加える。  
第三十五条中「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「教授会の議に基づき学長」の下に「(と

あり、並びに第二十一条第二項中「研修実施者」を加える。附則第四条中「第二十二条の五」を「第二十二条の七」に、「指標」を「第二十二条の三第一項における指標」に、「あらかじめ同条第二項第二号」を「第二十二条の七第二項第一号」に改める。

附則第五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「任命権者」を「研修実施者(第二十二条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。)」に、「任命権者」を「研修実施者(に、「採用」を「採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。)」に改める。)

附則第六条の見出しを「幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例」に改め、同条第一項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等に改め、同条第二項中「幼稚園」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部」に改め、同条第二項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改める。

附則第七条中「第五条第六項本文」を「第五条第四項」とする。

第七条第四項を削り、同条第五項中「第二項及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「免許状の有効期間の満了の日」を削る。

第九条第一項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべて」を「全て」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第九条の二から第九条の四までを削り、第九条の五を第九条の一とする。

第十六条を削る。

第十六条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「機構」を「独立行政法人教職員支援機構(別表第三備考第十一号において「機構」という。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十六条とし、第十六条の二の二を第十六条の二とする。

第十六条の三の前の見出しを「中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第二項を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条

条第五項中「第七項で定める」を「第六項に規定する」に、「第三項」を「第二項」に改め、「あらかじめ」を削り、同項を同条第四項とす

る。

第六条第一項中「第五条第三項及び第六項」を「第五条第二項及び第五項」に改め、同条第四項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第七条第四項を削り、同条第五項中「第二項及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「免許状の有効期間の満了の日」を削る。

第九条第一項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべて」を「全て」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第九条の二から第九条の四までを削り、第九条の五を第九条の一とする。

第十六条を削る。

第十六条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「機構」を「独立行政法人教職員支援機構(別表第三備考第十一号において「機構」という。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十六条とし、第十六条の二の二を第十六条の二とする。

第十六条の三の前の見出しを「中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第二項を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条

の教諭等の免許状に関する特例」を付し、同条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「行為」を「違反行為」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第六項」から第三項までを「第六条」に改める。

附則第三項中「第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第五項後段を削る。

附則第七項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第八項ただし書、第九項後段、第十一項ただし書、第十七項後段及び第十八項後段を削る。

別表第一備考第一号の二及び第五号イ中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改め、同表備考第六号中「一年」を「一年以上」に改める。

別表第一備考第一号の二及び第五号イ中「免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程、幼稚園に係る義務教育学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む)における主幹教諭等(主幹教諭)に、「又は講師(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む)を、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう」に改め、同表備考を次のように改め。

第十六条の四第四項を削る。

第十六条の三の前の見出しを「中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条の前に見出として「(特別支援学校

備考

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

## 附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定  
令和五年四月一日

(教育公務員特例法の一  
部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二条の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。  
(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められた

のように改正する。

第五十九条中「並びに教育公務員特例法第二十二条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かわらず」の下に「教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十一条第一項中「及び附則第二十七条」を削り、同条第二項中「この項を「この条に、並びに教育公務員特例法第二十二条第一項、第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かわらず」の下に「教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別免許状を除く)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る)を二以上有する者の当該二以上」の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」とを削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第七条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第十九項中「新法附則第九項」を「教育職員免許法附則第七項」に改める。

附則第二十一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第三項中「新学校教育法」を「学校教育法」の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十号)による改正前の学校教育法(次項において「平成十七年改正前学校教育法」という)に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

附則第六条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十一条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十一条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新学校教育法」を「平成十七年法律(昭和三十一年法律第六十二号)」の一部を次

正後の教育職員免許法附則第十一項を「教育職員免許法附則第九項」に改める。

(独立行政法人教職員支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人教職員支援機構法(平成十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第九条の三第一項の規定による認定及び同法」を削り、同条第六号中「第十一条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第六条構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別免許状を除く)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る)を二以上有する者の当該二以上」の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」とを削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

百八十九号の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別免許状を除く)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る)を二以上有する者の当該二以上」の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」とを削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第十九項中「新法附則第九項」を「教育職員免許法附則第七項」に改める。

附則第二十一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

附則第五条中「新法」を「第一条の規定による改正後の教育職員免許法(次条において「新法」という。)に改め、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置」を付する。

附則第六条を附則第三条とする。

附則第七条から附則第十九条までを削る。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(以下この項において「旧平成十九年改正法」という。)附則第二条第五項(旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状(旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二条第一項に規定する特例特別免許状を含む。)の返納については、なお従前の例による。

施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「(第三項において単に「登録」という。)を削り、同条第三項を削る。(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるる。

合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 教育公務員特例法の一部改正

##### (一) 「研修実施者」及び「指導助言者」を定義することとすること。

(二) 教員研修計画に定める事項として、研修実施者が指導助言者として行う(四)(2)に定める資質の向上に関する指導及び助言等の方法に関する必要な事項(研修実施者が都道府県の教育委員会においては、県費負担教職員について市町村の教育委員会が指導助言者として行う資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む)を加えることとする。

(三) 研修等に関する記録の作成等

(1) 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の

受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録(以下「研修等に関する記録」という。)を作成しなければならないこととすること。

(2) 研修等に関する記録には、当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとすること。

#### 2 教育職員免許法の一部改正

##### (一) 普通免許状の授与を受けるために必要な教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとすること。

(1) 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合には、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとすること。

##### (2) 普通免許状及び特別免許状を有効期間の科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程について、その修業年限を一年以上とすることとする。

##### (3) 普通免許状を有する者が教育職員免許法別表第八により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができ勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを追加することとする。

##### (4) その他所要の改正を行うこと。

#### 3 施行期日等

##### (一) この法律は、令和四年七月一日から施行することとする。ただし、1について

うに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとすること。

##### (二) この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日以後は、有効期間の定めがないもの

者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができるることとすること。

#### 3 その他所要の改正を行うこと。

<p>三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。</p> <p>四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によつて、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たつて、当該教員から研修の報告等を求める場合には、負担増とならないよう留意すること。</p>
<p>一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会、内閣提出)に関する報告書</p> <p>二 本件の議決理由 本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。</p> <p>令和四年四月十一日 衆議院議長 細田 博之殿</p>
<p>一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会、内閣提出)に関する報告書</p> <p>二 本件の議決理由 本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。</p> <p>令和四年四月十一日 衆議院議長 細田 博之殿</p>

官 報 (号 外)

令和四年四月十二日 衆議院会議録第十九号

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

三三一

条第一項の規定により令和二年十二月十五日に決定された労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費千億円の増額につき、特別会計に関する法律第七条第二項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月十一日

衆議院議長 細田 博之殿 原口 一博  
決算行政監視委員長

衆議院会議録第六号(一)中正誤

ページ 段行 一局 誤  
三 二五 一局 正

発行所  
二東京〒一〇五番五番五号  
独立行政法人国立印刷局

電話  
03  
(3587)  
4294

定価  
(本体  
一一〇円)